

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いをいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目から項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは、質問者の裁量で質問していただくことといたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内といたします。

質問は演壇及び一般質問者席で行い、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく申し上げます。

順番に発言を許可いたします。

9番、菅家忠君の一般質問を許可します。

9番、菅家忠君。

[9番 菅家忠君 登壇]

○9番（菅家 忠君） では、通告書に基づき一般質問いたします。

質問事項は町民の声のゆくえについてであります。

要旨を述べます。

集落座談会などで寄せられた町民の声はどこに消えるのでしょうか。

行政は、担当が替わると、また最初からを数年単位で繰り返しているように感じております。只見町職員も県や国の担当者が替わると、町民同様にまた最初からの対応を強いられているように感じます。行政の仕事の仕組みは本当にそれが最適なのでしょうか。今の技術で改善できる余地があるのではないかと伺います。

また、先日、原地区の教員住宅について文書質問をしたことについても伺います。

私のほうで文書質問をする前に、そちらの教員住宅の居住者の方から改善の訴えがあったようでございます。その訴えに対し、行政として真摯に対応されているか、どのようなお考えを持っているのかを伺います。

誰が言っているのかではなく、何を言っているのかが私は大切だと思っております。社会的な立場の違いによって対応を変えるものではないと考えております。

行政職員の方も、我々議会議員もスーパーマンではありません。世界や日本全体で起きている共通の課題は只見町でも解決することはできないと考えております。無理なものは無理であり、価値観を変える時期にきているのではないのでしょうか。

町民の声は町の財産であり、いつでも、どこでも、誰でも見ることができ、その声がどこまで進んでいるのか公開をすべきと考えますが、町長の考えを伺います。

2点目の質問を申し上げます。

2点目は公務員の副業についてであります。

令和4年に入りまして、地域の主幹産業に限り副業を認める自治体が増えてきているようでございます。例えば北海道の新得町では次の場合に副業を認めていらっしゃいます。

- 1、公益性があり、継続的に行う地域貢献活動であって、報酬を伴うもの。
- 2、地域の発展、活性化に寄与する活動であるもの。
- 3、本町産業の発展に寄与する活動であり、任命権者が特に認めるものとあります。

そして、その副業への視点は以下の2点であります。

職員が勤務外に積極的に地域貢献に参加することで、地場産業や地域への理解を深める。

二つ目、地域貢献を通じて町民との交流を重ね、信頼関係を築くことで職務遂行に役立てるとあります。

私が今回、この質問をしておりますのは、公務員の皆様が勤務時間外まで働くことを望んでおるわけではありません。また、そういう社会を実現したいのではありません。

公務員は地域振興のために、副業を通じて現場を勉強できる時代になったのだなと感じております。

こういった考え方を公務員、町行政のほうが主導的に、主体的に旗を振ることで民間事業者までこのような考え方に浸透させることができれば、只見町で慢性化しております人手不足を解消する糸口にできればと考えております。

公務員の副業について、町長の考えを伺います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） おはようございます。

それでは、9番、菅家忠議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、町民の声のゆくえについてであります。昨年度から希望される各集落において集落座談会を開催し、町政に対するご質問、ご意見、ご提言を伺っているところで、昨年度は17箇所23集落、今年度は16箇所20集落で意見交換を行ってまいりました。

各会場では、集落内の課題だけでなく町政全般にわたるご意見やご提言をいただいております。その内容については対応方針を含めて庁内で共有しているところであります。

集落からのご意見等について、その声を大切にし、ご意見を反映できるもの、困難なものについて内部検討を行い、ご質問にございます、担当が替わると、また最初から、といったことにならないよう、庁内で情報を共有し対応しております。

次に、原地区の教員住宅については、車庫が縦列駐車で利用し難いことや、教員住宅から町道までの距離が長く、大雪の時には排雪に難儀するため除雪の要望を受け、今年の豪雪では町が排雪対応した経緯があります。また、菅家議員から原教員住宅についての文書質問には、改善の検討をしていく旨をお答えさせていただいたところであります。

今後の対応につきましては、車庫の不便さを解消するために、縦列駐車にならないために必要な台数分の車庫の整備を検討しております。

また除雪については、既設の車庫内に新たな出入口を設けて、教員住宅と車庫間の距離を短くするなど、冬期間の不便さの軽減を図るための工事費を9月補正予算をお願いしているところであります。

教員住宅については、豪雪地帯の本町に勤務していただく教職員の除雪作業の負担軽減と住環境の改善に努めてまいります。

なお、町民からのご意見に関する公開情報についてであります。現在、町に対する要望書や陳情書の提出があった場合、町から回答を行っているものについては、年1回町のホームページに公開しております。

集落座談会で出されたご意見等につきましては、当該集落に対して対応方針等の回答を行

っておりますが、内容が多岐にわたりデリケートな部分もあることから、公表は行っておりません。今後、公表のあり方を十分検討し、情報公開に努めてまいりたいと考えております。

次に、公務員の副業についてであります。

地方公務員の副業については、地方公務員法第38条第1項により任命権者の許可を受けなければ営利企業を営営してはならず、又は報酬を得ていかなる事業もしくは事務に従事してはならないと規定されております。

さらに、地方公務員法第35条で、職務に専念する義務を定めており、職員は、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されております。

そのうえで、副業を行う場合には、任命権者に対し営利企業等の従事許可申請書を提出し許可を受けることとなりますが、許可する事業として、職務に関連して利害関係が生じない、職務に影響が出ない、信頼・イメージを傷つけないがあげられております。

只見町においては、許可を受けたうえで集落の役員等に従事する職員もおり、地域貢献を通じた町民との交流により信頼関係を築いているものと考えております。また、農業に従事することにより、農地の荒廃を防ぐとともに地域産業に理解を深める効果も期待しているところであります。

あくまでも職務に影響が出ない範囲での従事となることから、慢性化する人手不足を解消するための副業については慎重な検討が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） では再質問させていただきます。

最初の町民の声のゆくえについてであります。私が主に質問したいところはですね、居住者からの改善の訴えがあったはずですが、それを真摯に対応していらっしゃるのですかというところを質問しております。それに対してのご回答がないということは真摯に対応しているという町の認識でよろしいのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家君。

○教育次長（菅家 亮君） 真摯に対応させていただいているということで、今後も真摯に対応してまいります。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 私のほうでちょっと、最初に大事なことをちょっとお伺いしたいんで

すけれども、公平公正というふうには行政の仕事というのはあるべきですし、そういった社会を目指すべきだとは考えております。で、公平公正の意味というのを再度確認したいのですが、回答をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 居住者等、入居者全てにおきまして公平ですし、公正ですし、そういう対応をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 公平という意味はですね、調べたところですね、判断や行動が偏っていないこと。公正は公平で且つ正しいことというふうにございますので、そのこのところ、私はそのような社会のほうが良いなと思いますので、そのこの念頭を置いての文書質問をしたところで、文書質問のところで回答が少し、もう少し回答いただきたいなというところを含めてお伺いしたいと思います。

只見地区にはですね、原地区と宮前地区に教員住宅がございまして、そのこの除雪の対応に不平等があるかどうかと、捉えていらっしゃるかとという質問を文書質問でしておりますが、少しそのこの回答が、少し私が読み取れないところがありましたのでお伺いしたいと思っております。そのこの只見地区にあり、教員住宅が二つあり、そのこの居住環境というのは公平公正なのかというところ、今現状はどうなのかというところと、これからそこを目指していくべきなのかというところの観点でご回答をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 只見には忠議員おっしゃるとおり原地区と、それから宮前地区にございます。で、除雪の関係ですけれども、宮前地区につきましては除雪機が出る時に一緒に除雪をしていただいております。ただ、原地区につきましては、ちょっと住宅が入り込んでおまして、雪の押し場がないという状況から、どうしても除雪機が入れないという状況がございますので、昨年、町長の答弁にもございましたとおり、排雪に非常に苦労されているということがありましたので、町で除排雪をさせていただいたということがございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） そのことについて、居住者の代表の方から改善の要望があったというふう聞いておりますけれども、まず寒冷地手当についての考え方を教えていただきたいと、私の寒冷地手当の考え方と、只見町での寒冷地手当の考え方が違いますと、話が少し変わっ

てきますので、寒冷地手当というものはこういったもので支給されているのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 寒冷地手当のご質問でございます。以前は、以前というか、相当昔は、薪炭手当というようなことで、冬期間に必要な物資と申しますか、そういったものを寒冷地において差があると、雪であったり寒い所と暖かい地域での差があるということで手当てされてきた部分であったと認識しております。現在においても考え方としては大きく変わっていないというふうになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） こちらもその青森市と長野県のところの記載があったんですけども、冬期間の寒冷・積雪による暖房費用、燃料等の生計費の割り増し分を補填する。ほかの地域と比べて燃料がととも、ガス代、暖房がかかるので、その旨で支払いをしているというふうな趣旨でしたので、大きくは変わらないかなと思っております。

そうしますと、宮前地区の居住住居よりも原地区のほうが除雪が大変だというふうに私は思っております、その差を埋めるための除雪の寒冷地手当ではないというふうには考えております。ですが、ここはその、言った・言わないになりますけれども、町にご相談したところ、寒冷地手当は出ますというふうなところ、居住の差があるにもかかわらず原地区の方だけ、住んでいる人が、寒冷地手当が出ているんだから、それで除雪をしてほしいというようなご対応があったというふうに聞いております。で、こちらはその言った・言わないになりますので、特にそこのところを言及する気はありませんが、なので私は真摯に対応していらっしゃるのですかというふうな質問をしているわけです。それに対して私は真摯に対応してないからということで今述べておるわけです。今回、その9月の補正で出していただいているんですけども、それは私のほうで文書質問したから出しているというのでは、あまり良い状況ではないなと思っております。そのご相談に、居住の方がひと冬過ごして、とても大変だという訴えを聞いて、すぐさま動いてくださっているのでは、とても素晴らしい対応だなと思うんですけども、その声が町のほうに1回上げても、良い回答が、安心して、嬉しいなだとか、行った時よりも安心して帰ってくるような状況ではなかったもので、私のほうに声をいただいて、今現状どうなっているのかというのを現場で調べて、今ある町の制度と考えて、どうにかできないかということで文書質問をしたところでありました。

原地区の玄関から除雪してある道路までは22メートル、私のほうでありました。農林建

設課のほうで補助を出されている、あちらの、冬期の孤立住宅解消のところはですね、除雪路線まで、玄関口から何メートルが基準となるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 克雪対策事業補助金の冬期孤立住宅解消事業の関係についてのお話し、距離ですかね、除雪路線から専用住宅までの玄関まで、距離が20メートル以上離れている場合、事業が対象になるということでございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） そうしますと、町の町営住宅であります教員住宅、町の所有の建物は玄関から除雪路線まで22メートル離れておると。20メートル以上のところは冬期孤立する可能性があるために、町が補助して、それを解消しようとしていると。けれども、自分の持ち物の所有の建物の22メートル離れている建物に対しては、何年も放っているところ、何年も手をつけてないところ、が私のほうで見受けられます。あの教員住宅が何年経っているかは、ちょっと私は存じ上げませんが、昨年度、改修、外壁など改修しておりますので、だいぶ経っていて、それまでに居住された方が同様の声をあげているんじゃないかと。で、その声はどこに消えているんですかと。何十年もの居住された教員の方が苦勞をして除雪をされた、そういう声はどこに消えているのかというのが質問の要旨なんです。

あまり、行政職員の方の対応はあまり、ああだこうだと細かいことを言うのは好きではないんですけども、昨日、町長の答弁で郡山のボランティアのお話があって、町長のほうから、声がないからニーズがないわけじゃないと。で、今回の場合はですね、声を出していて、ニーズがあって、正当性もある、制度の正当性もある。で、自分のためだけではなくてですね、今後住まれる方や一緒に住んでいる方の代表として声をあげて町に相談されたというふうに思っておりますが、そういったことに対して、真摯に本当に対応していないと思っているので私は今このように発言しておりますので、今一度、それでも真摯に対応していらっしゃるというお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 私あの、昨年、就任してから、この本件、原の教員住宅に関して、私の知りうる範囲での経過をご説明を申し上げながら、私の考えをお伝えしたいというふうに思いますが、昨年、2年連続で3メートルを超える豪雪になりまして、やはりあの、原の教員住宅は先ほど次長が申し上げたように、建物が入り組んでいる状況で排雪に大変難儀し

ているということの訴えも私が直接聞きました。ので、その際に、年明けですから今年になりますが、今年の1月に排雪を農林建設課のほうに依頼して、排雪作業を行って対応しております。またあの、私も現場のほうに伺って、そしてあの、状況を見て、その対策はないものかというふうに考えまして、今回、9月補正で出させていただいた内容につきましても、当初予算で要求はした経緯があります。ただあの、もう少し状況を吟味して検討したほうがいいだろうというような内部の協議がありました。そのうえで、さらにあの、縦列駐車を解消するための新たな土地、車庫を建てるための土地を選定して、そしてそれを来年度に向けて早急に整備したほうがいいだろうという意見もありました。そういったことで町は対応しております。

先ほど、菅家議員がおっしゃいました、寒冷地手当を受けているから、それは教員が対応しろというような、そういった対応をした事実は私は確認はしておりません。ので、それははっきり申し上げたいというふうに思います。

また一方で、教員住宅に関する条例の定めの中で、その費用負担の区分がありまして、建物の除雪費用については入居者が負担するんだという定めがありますので、それに基づいて対応していただいている経緯もございます。ただし、先ほど申し上げた排雪に困難する、同じ立地条件ではありませんので、状況によっては町が除雪対応するというようなことも心掛けて、なるべくその教員の方には、それでなくても多忙で、こういった条件の決して良いところではありません、只見町に赴任していただいて、住環境を良くしたいというのは私もあの、考えておりますし、今年の春の、今年の当初予算でも、教員住宅に冷房がない状況ですということで、エアコンの要望を、要求を町長のほうにさせていただいたところ、一気にはなかなか難しいんじゃないかというふうに思いまして、2ヶ年でというふうに思いまして、要求をしたところ、町長は、いや、こんな状況で2ヶ年にまたがってやる、そんなスピード感のない対応ではよくないと。一年で一気に全部、エアコンを入れるようにというようなことで指示を受けまして早急に対応をしたところでございます。

町長答弁にもありますように、教員の方々については、本当にあの、こういったところに来ていただいて、一生懸命勤務していただく。そして、ここの雪のハンデですか、そういったところもなるべくその軽減をして、住環境を良くしてあげたいというのは重ねて申し上げます。それがひいては教育の面でも大きな影響を与えるのかなというふうに考えておりますので、私達はそういった心構えで、心積もりで対応しておりますので、ご理解をいただけれ



ばというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 素晴らしい答弁ありがとうございます。

理解できる内容ですし、納得できる内容でございました。

その当初予算、その町民の声のゆくえというのはですね、その当初予算にあげようと思っ  
ていたけれども、タイミング的に9月になりましたと。けれども、安心して、解消しますか  
ら安心して住んでもらって大丈夫ですよ。それはその声をあげられた町民の方にはお伝え  
はしているのでしょうか。その、あげる中、今回その、例えば3月の当初予算にあげられな  
かった。すみませんと。けれども、こういうふうなこと考えてますというのは、きちんとご  
報告はされているのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 個別的には、その回答というのは、まだ言ってないかもしれません。

言ってないかもしれませんというのは、私達も各学校、校長を通しまして、教員住宅の修繕  
等の要望について、いろいろ意見を先生方からあげていただいております。それらをまとめ  
まして、それは回答したいなというふうには考えておりますが、こういった予算が決まらな  
いうちには回答もできないという面もありますので、そういった皆様方のご極力、ご理解を  
いただけた暁にはできるところから回答していきたいというふうに考えておりますので、ご  
理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 考え方を考える時代にはなったのではないかとこのころの、冒頭申  
し上げたんですけれども、昨日の町長答弁でも少し、そういった節があったように感じるん  
です。行政の方はですね、100点の仕事を初手でやろうとするように私のほうで見てお  
ります。私のほう、民間経験しかありませんが、民間で初手から100ってできることは非  
常に少なかったなと反省しておりますし、どんどん転がりながらと申しますか、どんどん、  
その中で少しでも1パーセントでも高めようという形で、とりあえず最初にまずやるという  
姿勢をやっておりました。そういったところはちょっと、この後、述べたいと思うんですけ  
れども、何が大事なのかではない、先ほどの教育次長のご答弁はですね、学校からあがって  
きた声には学校を通じてお返しするのは当然ですけれども、住居の居住されている町民の方  
が直に言っているのであれば、その方に直にお返しになるのが筋ではないかなとは思ってお

ります。で、その大切なことというところが少し最近、残念ながらですね、私のほうで目に付くようになったところがありまして、昨日、10番議員の駅前の構内の清掃についての答弁でですね、そのボランティアでやっておりましたというご答弁がありました。駅の構内が汚れていると。今までは、トイレを清掃するついでにボランティアでやっておりましたというふうなお考えでご答弁になったんですけども、ここ数年はそうだったかもしれないです。けれどもですね、その前は違っていたんです。JRの職員の方というのは、あそこのインフォメーションセンターで働いている方と一緒に働く仲間として一緒に働いておりました。なので、ボランティアみたいな考えではないんです。当然、自分達できれいにするものだと思っているわけです。で、今のこの季節というのは、夏の季節というのは羽蟻とかが非常に多いんです。あそこのところは。あそこのちょうど入り口に自動販売機がありますので、朝来ると羽蟻がひどいんです。で、それを、そのひどい状況をJRの職員の方はちゃんと掃除をしてくれているわけなんです。それでも時間がなくて、中に入り込んだ羽蟻があるのは当然、インフォメーションセンターの職員の方が当たり前のように掃除をされるわけです。なので、大切なのはですね、信頼関係なんです。ボランティアのような考え方ではないんです。一緒に働いて、駅で降りた方を一緒にお出迎えする、お迎えするという意識があって、きちんとやっておられたように感じております。

駅前の賑わいの施設はですね、町長のお考えでは複合駅舎ができる前の仮の施設だというふうに私は考えておりまして、只見駅が本丸なんです。複合施設をするということは、何があろうがあそこが本丸なんです。その本丸をぞんざいに扱うというのはJRとの信頼関係というのは、それは少し難しいんじゃないかなと思ってます。で、お金があれば駅舎はできるかもしれませんが、そういう日々のことだとか、日々の少しずつの積み重ねが信用を重ねていって、その結果に私は複合駅舎ができるというふうに思っております。ですので、その大切なことは何なのかというところを重きに、少しそこがずれているのではないかなと思っておりますので、最近、そういったところが見えるので、そういったところを含めて、一度ちょっと、町長のお考えを示していただければでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私あの、しっかり聞いておりまして、まさにその通りだと思います。

まず駅舎につきましては、本当にあそこに鉄道を安全運行するための、そういった設備ありましてJR東日本の管理の者やっておられます。そして、大切な駅舎でありますし、あそ

こには観光まちづくり協会、その後、振興公社のインフォメーションセンターが入ってやっておりましたので、まさに信頼関係が最も大事だというふうに思っておりまして、その管理をきちんとお互いの信頼関係の下にやっていく中で、おっしゃっていただいた複合駅舎とか、次の段階があるというふうに私もそう思います。改めて、それが、そのようになってないということを教えていただいて、恥じ入るばかりであります。改めて肝に銘じて、その辺のことは徹底をさせていただきたいと思います。

教育委員会のことにつきましてはまあ、教育委員会の所管ではありますが、順序としては教育委員会のほうに話をさせていただいて、あと中身のことは町部局、私のほうでは関与できませんけども、例えば施設とか、そういった設備に関して、教育委員会に話しているんだけど、なかなか、場合によっては遅々として進まないとか、そういったことがあるかもしれません。そういった時は遠慮なく、その教育委員会の内部以外の設備とか施設に関しての話は、そういったことも私のほうに、私もなるべくそういう話は聞くように努めておるつもりですが、まだまだ漏れていますから、聞きとれないところいっぱいあると思いますので、是非教えていただければありがたいと思いますので、どうか引き続きよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 私もですね、税金で給料いただいておりますし、前職もそのような立場でございました。ですのでですね、自分達が何をするために税金で給料いただいているかというところはしっかり考えて行動しなければいけないなというふうに思っております。

観光で言えばですね、只見にいらっしゃって、窓口にいらっしゃった時より、その時よりも笑顔で帰っていただければ良いのではないかなと思います。行政サービス全般ではですね、相談にいらっしゃった時よりも安心して帰っていただくというのが大事なことだと思っております。そういった大人というのは、私の私見ですが、とても格好良い大人だと思っております。私の最近の判断基準として少子高齢化だとか、いろいろあるんですけども、格好良い大人が只見にいるというのは、子ども達が返ってくるかどうかの時の選択の大きな要素になるんだなというふうに私は感じておりまして、高校、学生の時までの只見で過ごした幼少期の時に、格好良い大人の姿を見ていて、それで一度、外に出ると、大人の像というの見比べるなど思っているんです。外で見た東京でお金たくさん稼いでいる大人を見て格好良いと思うかどうか。それとも、只見に地に足付けて地域のために頑張っている大人を見て格好良いと思うかと。どのような大人がいるから、格好良いと思うのかというのは、どうい

大人になりたいかという子供達の将来像に大きく影響すると思うので、できるだけ子供達には格好良い大人を見せたいなと思っております。そういったところが子供達が返ってきまして、町の可能性が広がっていきますし、可能性がある町というのは、縁が今までなかった外部の人材というのが獲得しやすくなるなと思っておりますので、そういったところを大切に日々の業務、お忙しい中大変だと思うんですが、そういったところを忘れずに、仕事に従事していただきたいなと思っております。

あと、仕組みについて少しお伺いしたいんですけども、町長答弁、先ほどですね、庁内で情報の共有をしているというふうにございましたが、どのような仕組みで共有していらっしゃるでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 共有の方法でございますが、庁内にファイルサーバーがございます。そちらのほうにデータを格納させていただいて、庁内、役場職員は誰もが見れるというような状況で共有をさせていただいていると。あとは個別に担当課、集落座談会であれば、その復命書等も含めて庁内にメールで通知をさせていただいたうえで、そのファイルサーバーの中に格納させていただいて共有をさせていただいているということで対応しております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 例えばですね、その集落座談会で集まった声というところは、集落、似たような環境の集落があれば、同じような課題を抱えていて、うちの集落も同じような課題があるというふうなところで思われる方もいらっしゃるんじゃないかと思ひまして、公開ができないかという質問の主旨なんですけれども、例えばですね、グーグルのスプレッドシートを使えば、特に問題なく、簡単に解決するのかなと思っております。で、視認性だとか操作性というのは非常に、あまりよくないものなので、そのままだと。グライダーというサービスを、オンラインのサービスを使えば解決するかなというふうにも思っております。今、私が今発言したところというのは、以前、スクールバスについて一般質問した時に、資料を添えて、そういったサービスがあります。ご検討されではどうですかというようなこともお伺いしました。スプレッドシートだとかグライダーだとか、そういったところに対して、こういったところは確かに解決できるだとか、いや、そういったところだと、こういう課題があるだとか、そういった議論ができる方というのと、方と議論をしたいんですけども、どなたか担当の方というのはいらっしゃるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどのスプレッドシートの活用についてでございます。

庁内のほうではまだ浸透はしてございません。現状としては、それに対するご提案はいただいておりますが、すみません、使用の部分に関して、全体的な情報の統制のほうがうまくいってございませんので、今のところはその使用について導入した経過はございません。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） では、今、役場の庁舎のセキュリティで、グーグルのサービス、スプレッドシートは外部の民間と共有して使えるのでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） スプレッドシート、民間と共有として、しているものはございません。ただ、一部の中で、ドロップボックスとか、そういったセキュリティ面で一部、業務についてはデータのやりとりができるようにやっているサービスは活用はさせていただいているところです。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） できるのかどうか、スプレッドシートが今のセキュリティの関係上で、使えるのかどうか、使える環境なのかどうかという質問をしております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） グーグルのアカウントにつきましては、私もそうですけど、そういった公開の場においては、個人的なアカウントで現在は役場の中で使用していただいている現状でございます。これは町のアカウントとか広げることになりますと、若干あの、情報担当のほうと協議が必要になっておりますので、全体的な部分の活用に関しては今進んでないところが現状でございます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） やり方を変えてみられたらどうかというところで、昨日の町長答弁でもですね、スピードが上がらないのであればやり方を変えなければいけないというふうな答弁がございました。で、何故そういうふうな新しいサービスを使うというのは、業務量が多いんです。今までと同じやり方をしたら間に合わないから、何かもっと便利なサービスを使えないかということで新しいサービスを使い始めていく。便利なものを勉強しながら使っていくというところなんです。で、その考え方、自分達が今までこうやっていたから、今まで

もこうやると。そのやり方はもう、無理な時代だと、業務量が多いですし、一人一人の負担が大きくなるから、ちゃんと外の情報をつかんで、今そういうふうには外部のサービスを使ってやるのであれば、どんどん使っていけないと、職員に負担がかかってくるから、新しいサービスを勉強して使ったほうがいいですよというふうにお伝えしております、今その地域創生課長がお話いただきましたけれども、そういったサービスが、結局はセキュリティの問題でできませんというのは、そういうことではないんです。セキュリティではないんです。前もお伝えしましたが、リテラシーという、その使い方の問題なんです。道具は何でも使い方なんです。その、なんでもかんでも使い方がわからないからセキュリティを高めるという考え方なんですけども、ちゃんと使い方がわかっておけば、セキュリティというのはそこそこでいいんです。で、使ってみて、100点はないんです。初手で。同じように。どんどん改善して、まず50点を目指そうという形でやっていかないと、最初から100パーセントで、全部、万端でやっていきますとなると、スピードがそれは上がらないんです。で、その頃にはもう次のサービスができています。なので、そのこの仕事のやり方というところを少し変えていただかないと、この後に少し難しい時代がきているなというふうにご考えておりますので、申し上げました。

あとですね、この後、ちょっとお話するところはですね、そのテクニックの部分にはなるんですけども、特にその職員の方に、これを聞いていらっしゃる職員の方にはよく聞いていただきたいと思うんですけども、考え方ですね、私みたいなですね、呼ばれてもないのに行って自分の考えを述べて、職員の方の時間を使っていただくような、仕事でもありますし、そういったところはですね、ある程度、お話を聞けばいいと思うんです。で、本当に聞かなきゃいけないところは、声なき声をどうやって拾っていくかというところを私は何度かお伝えしているんですけども、考え方として、職員の方というのは非常に真面目な方が多くて、町思いで、人にも優しい人が多いなと思っておりますので、聞きすぎて、真摯に聞きすぎて、逆にこう、自分の体を壊してしまう人がいるんじゃないかというふうにご心配しているので、ちょっとそのようにもお伝えするんですけども、テイカーという考え方とギバーという考え方、マッチャーという考え方があるんです。その人付き合いというところで。ご存じの方もいらっしゃると思うんですけども。テイカーというのは人の時間なり物をどんどん奪う人で、ギバーというのは逆に与える人で、マッチャーというのは、その影響が強いほうに寄るといふ人なんですけれども、民間でいうと、営業成績が高い人、一番高い人はギ

パーで人に与えると、何か人にたくさん何かしてあげたい、してあげたいと言って、それで見返りを求めるじゃなくて、してあげたいという方が増えて営業成績が上がるというような方がいらっしゃいます。で、逆に一番営業成績が悪い方も、ギバーの方なんです。その方はどういう方かというところ、周りのテイカーにどんどんどんどんむしり取られて、体を壊してしまふという方なんです。なので、行政職員の方にはそういうギバーのような方にはなあってほしくないんで、この方はどういう方なのかというところ、その方の声を聞かなくていいというわけではないんです。しっかりと聞く仕事ですし、実現する仕事ですし、そういったことを細かく言って下さる方というのは非常に的確で、的を得たことも言ってらっしゃるんです。なので、その気の持ち方というものをちゃんとバランスを取らないと、誰か声の大きい人だけの声を聞く、聞いているというのは公平公正ではないと思っているんです。私みたいなのがどんどん言って、どんどん話をして、私だけの声を聞くというのは公平公正じゃないと思っているので、どうやって声なき声を取りに行くかという、その時間とやりかたをつくるかというところを考えてほしいので、そういうギバーだとか、テイカーだとかという考え方を持っていただきたいと、そうしないと心身ともに健康でいられないと思っているのでお伝えしているんで、是非そういったところを少し、有名な話だそうなので、庁内で共有していただきたいなというふうに思っております。

そういった考え方からですね、町としては、どういうふうにその町民の声というものの受け止め方というものだとか、私は今、不平等だと思っているんです。公平公正な社会を目指すうえで、声の大きい人の意見を聞きすぎているんじゃないかなと。どうやって小さな声を拾うかというところの考え方が見えないので、そういったところの考え方を少し、今どう思っているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 菅家議員のご質問にお答えいたします。

やはりあの、一言で言って、先ほど只見駅舎の清掃のことをおっしゃっていただきましたが、それは今、後段におっしゃっていただいたことにも通じるなと思っていて伺ってました。というのは、やはり人と人との信頼関係だと思います。駅舎の清掃だけでなく情報のあり方についてもそう思っております。ので、やはり今いただいた中で、どうしても長年、私も行政職員勤めさせていただきましたけど、やはりそういう根拠、根拠による発信であったり、その後の結果報告であったりすると、やはりこう、ある程度のところまで、100パーセン

トとまでいかななくても、そういった中で確実な仕事をやっていくということが習慣化づけられておりますので、それが一方の見方からするとスピード感がないと。スピード感があると思ってやってみると、それは拙速だということがあって、両方の評価が常に伴ってまいります。ので、行政の職員をかばうわけではありませんが、ある程度、ちゃんと根拠のある仕事をして、発議・決済を経て、そしてその報告を上げて、また次にいくということでは、民間事業者のようにスピード感がないのは、たぶん、民間ご経験の菅家議員から見れば歯がゆいというような思いもあろうかと思えますし、ある面、事実かもしれません。ですが、そういったことでやっていくのが行政の仕事の面もあります。それが全て良いとは申しません。やはりこれからさらにスピード感とか、あとは、やはりその信頼関係を生む一番の要素は、私はある人からレスポンスだって教えてもらったことがあります。やはり、そういったレスポンス、聞いたことに的確に答える。そういったこともありますが、なかなか行政も、頭ではわかっている、裏付けとなる財源であったり、様々な、全てが公平公正に、やりたいんですが、いろんな見方がありますから、見る人によって、そうならないって言われるかもしれませんが、そういったバランスも考えて、優先順位を付けて予算付けするということはありますので、そういったことは常に思いながら、私も含め職員も頑張っているつもりでございますが、やはり今新しい時代になりまして、よりSNSであったり、様々な技術革新が進んでおりますので、やっぱりそれを頑張って学んでいって、また引き続きご指導いただいて、行政もそこに追いついていくような努力は必要だと思っておりますし、それに向かつての必要性を感じるが故に行革大綱の中で情報公開、そういった分野の強化を図っていかなければいけないという項目を掲げさせていただいておりますので、それに向かつて取り組んでまいりますので、引き続きのご指導を賜りたいと思えます。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） ご答弁ありがとうございます。

誰の声を聞くかというところの話ですけども、100点の仕事目指さなくてもいいと初手でお伝えしたのは、声が大きい方というのは、例えば70点の仕事をしたときにですね、30点もミスをしているというふうにお話をされる方がいらっしゃると思うんですけど、大体の方は70点で及第点だ、よくやったと思ってらっしゃるから声をあげないですし、もしくは興味がないから声を出さないだけであって、本当のそこの評価というところは見えにくいものだなと思っておりますので、誰の声を聞くかと、いつも厳しいことを言って下さる方は



非常にありがたいんですけども、そのバランスというところも少し見て、もう少しバランスと、誰の声を聞くかというところは違う見方もしていただければ嬉しいなと思っておりまして、行政職員の方の励みになるかどうか、わからない話なんですけれども、私、今、このお仕事就かせていただいて2年半ほどさせていただいてますけれども、私の町民の声のご相談をいただいた時にですね、大体、言えることは、イエスと、はいと、すみませんぐらいしか言ってないんです。ノーとは絶対言ってないんです。なので、必ず1回、受け止めるようにしてますけども、けれども自分一人ではできることというのはほとんどないんです。で、難しい課題があったら、先輩議員のほうにご相談できますし、担当職員の方にもご相談ができます。ですので、その庁舎内のほうでもですね、自分一人ではまだ解決できないなと思うことがあってもですね、そういった時は先輩の職員の方だとか、よく、もっと言えば、違う課のほうに相談できる人を、横のつながりがないと厳しいかなと思っております。で、先ほどお伝えしたのは、その教育委員会が持っているその建物に対して22メートルもあります。けれども、農林建設課では20メートル、除雪路線まで離れていたら補助が出ますよという形の考え方があるというのは、課を超えて相談ができれば、こういう相談ももらったんだけどというものが、課のホルダーの中でしまわれているものを掘りにいくのではなくて、もっと広く見える状態にあって、今町が抱えている課題はこれだなと、取り組まなければいけないものがこれだというものが、模造紙のようなものが一枚どんと大きくあれば、その課題はうちの課で、こういうふうクリアしているけど、できるんじゃないのという会社組織のほう健全だなと思うので、お伝えをしているというところでありまして。ですので、あまりこう、ちゃんとお話を受け止めて、その後、少し、みんなで解決する姿勢というものが大事ではないかなと思いますので、行政改革のところではですね、そういった横のつながりが見える部分を少し、そういったところの仕事のやり方ができる形だと、とても良いのではないかなと思ってお話しました。

あと、恐れ入ります、あと2番目のその公務員の副業についてのところですが、ご答弁の内容は質問の主旨と少し外れておりまして、再度お伝えしますが、その公務員の方になんでもかんでも解決しろと言ってるわけではないですし、どんどん働けと言っているわけではないんです。その、そういう文化だとか、風土というものが増えていくと良いなというふうになっておりますのでお伝えしております。

私事なんですけども、今ちょっと勉強のために、朝5時に起きて、トマト農家さんのとこ

ろでトマトをもぎに行っているんですけども、非常に勉強になります。私、今まで観光業のほうにおりましたけれども、トマト美味しいですよ、特産品ですよ、南郷トマトですよ、桃太郎ですよ、秋が美味しいですよみたいな、そのぐらいしか言えなかったんですけども、実際に行ってみると、本当、朝起きるの嫌だなと思うんですけども、行った後ですね、非常にその高揚感があるというか、労働の喜びというか、行って良かったなということが多いです。とても良いなと思うのは、そういったところの、東京で言えば朝活なんでしょうけれども、良いなと思うのは、東京ですと、お金を払ってジムに行って健康になりますと、健康を目指しましょうというものがありますし、SNSみたいなものでイイねが欲しい、承認要求があるみたいなところがありますけれども、只見でしたらトマトもげば、別にその、朝から有酸素運動で健康になりますし、トマトもぎに行ったら、そこの姉様方がですね、よく来てくれたと、ありがてえと、助かるって言って、すごい全肯定をしてくださるんです。そうするとやっぱりその、地域には地域の健康になり方があるなというふうに感じ、東京は東京の健康になるやり方がありますし、只見では只見の心身ともに健康になるやり方があるなと思って、しかもそれがその副業という形であればお金までいただいて、とても、こんないい事あるのかなというふうに最近思っておりますので、そういったことが思う方が増えて、健康寿命が増える方が増えると良いなと、心身ともに良い成果が出るなというところが良いなと思っております。

あとその、最近の物価高騰でお金が非常に厳しいというところがあればですね、やっぱりまずは働ける人は、今まで以上に私は働いたらいいなと思っております。働けない方には働けない方へのサポートが必要ですし、働きたい人には働ける環境を整えることと同様のことだと思っております。で、その後に金銭的なサポートだなど私のほうは思っておりますので、やっぱりまず、誰が何をしたいかという環境をつくっていくというのが最初にあって、その後に金銭的かなというふうな考えをしております。それはその、福祉の考え方でどうこう、私はそのようなやり方がどうかと思いますが、結果的に大事なものは、やはり只見町民の方が心身ともに健康で過ごしていただくのがいいですし、そういった作り方が優しいまちづくりに、みんなに優しい町をつくっていくなというふうに思っておりますので、そういったその後、トマトをもいで勉強になっているのがですね、今まで観光でPRしていたことで抜けていたなというふうに反省しているところはですね、そのトマト1個もいだら、これ、今いくらなんだろうと。1コンテナいくらになるんだろう。じゃあ、その1コンテナがいく

らだから、自分の時給換算をすると、何分でもがなければいけないのかと。で、夫婦二人で只見で生活するんだったら、じゃあ、何個ハウスが必要なんだろうと。このハウス建てたら、何個ハウス建てたら、何人、もぎ手さんのパートさんが必要なんだろうと。それというのはですね、観光ではまず特産品があったと。で、その背景には生産者があって、じゃあ、観光から関係人口、交流人口なりで、それから移住へというふうに職員の方が言うのであれば、とてもその現場で勉強するというのは、遅らばせながら、とても良い経験を今させていただいているので、そういった生の現場を知るところは、非常に勉強になったので、そういったところが当たり前になってくるといいなど。民間の方々が強い民間がいらっしゃればいいなと思いますし、東京とかでは副業だと、ユーチューブ、ユーチューバーだとか、あとはその映像編集とかがあると思うんですが、これもやっぱり地域には地域に合った副業だとか、稼ぎ方だとかいうものがありまして、あるなと思っております。

あと、その百姓という言葉で最近、良い事教えていただきまして、百の仕事ができるから百姓なんだよというふうに教えていただきました。で、その百の仕事ができるような人材がたくさん増えれば、非常に頼もしいなと思っております。それは行政職員の方を言っているわけではなくて、町民全員がやはり、いろんなことができるようなことが、なると頼もしいと思いますので、その糸口としても副業というやり方はひとつ、良い方法ではないかなと思いますので、行政職員の方に副業をしろと言ってるわけではなくて、そういう文化なり社会を目指すために、一つの解決方法として、まず町が副業というものをどう捉えていくかというところをご質問の主旨なので、最後にここのご答弁をお願いして終わりにしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 誠にあの、只見町の現状でトマト農家さんはじめ、ご自身の実体験を踏まえましたご質問、ご提案、誠にありがとうございます。

百姓の百の仕事の話出てきましたが、ご存じでいらっしゃると思いますが、第七次の只見町の振興計画の中で、その百姓精神ということが、項目を掲げております。やはり、そういった考え方でまちづくりをしていこうということが、町の振興計画に掲げられておりますので、今そのことを改めて背中を押していただいたなというふうに思って聞かせていただいております。

あとはあの、職員の中にも、地域の集落の役員をやったり、様々な団体の役員をやったり、

あとは農家で、お米とか、それ以外の作物ありますが、そういったものを自分で生産して、そういう携わって、そして本業である公務員の仕事に支障をきたさないという中でやっている職員も多くおりますので、やはり、そういった経験は本業の公務員の仕事にも好影響を与えるものというふうに思いますので、その趣旨はまったく菅家議員おっしゃることと私も同様に思います。ので、決して、そのトマトの朝の収穫作業に、職員が全部やりなさいという意味ではありませんよという、またご親切な、付け加えていただきましたけど、お気持ちは十分伝わってきました。

あと、ここであの、やはり只見町のもう一回、見直す時にトマトもそうですが、今般、湯ら里も、季の郷湯ら里も、様々、地元のものを提供したいと思っておりますが、やはり、料理長からも聞いてますが、意外に只見の地のものが少ないんです。お米とか、トマトとか、は手に入りますけど、なかなか、例えば山菜のぜんまいとか、そういった野菜類、根菜類がなかなか手に入らなくて、近隣の、例えば郡内とか、会津のほうまで、町外のほうに、ちょっと範囲を広げるしかないかなというようなことを、非常に困っておられましたけども、やはりそういったトマトのことはじめ、様々なことはじめ、併せてその只見の地元の野菜とか、様々、食材として提供できることも、やはり探していただくということも、議員おっしゃったご質問の範ちゅうにも入ってくるのかなと、ちょっと拡大解釈かもしれませんが、私はそのように受け止めましたので、議員おっしゃること、本当に大切なことだなと改めて受け止めさせていただきました。

あと前半の部分も含めまして、反省しなければいけない点多々教えていただきましたので、そのことを十分踏まえて、今後、職員とともに精進してまいりたいと思いますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

誠にありがとうございます。

○ 9 番（菅家 忠君） 終わります。

○ 議長（大塚純一郎君） これで、9 番、菅家忠君の一般質問は終了しました。

○ 議長（大塚純一郎君） 続いて、11 番、三瓶良一君の一般質問を許可します。

11 番、三瓶良一君。

〔11 番 三瓶良一君 登壇〕

○ 11 番（三瓶良一君） 一般質問を行います。

只見線全線開通と賑わい創出事業についてということで3点ほどお伺いいたします。

第1点は、JR只見線の全線開通が間近になってまいりました。只見線は海の五能線、山の只見線と言われる観光路線に位置づけられております。併せて、町の賑わい創出事業も急ピッチで進められているところでありますが、もうギリギリのところまで遅れている。なんとか間に合うかなというような、そういう状況になっているのではないかとと思いますが、このことは町全体、今までの、以前からの取り組みが遅れていることに起因していることが大きな要因だと思います。しかし、当町は奥会津観光の顔としての中核的役割を果たさなければならぬわけでありまして。急ぐべきは只見駅の複合駅舎化であると考えます。大勢の観光客が来られた時、駅舎そのものが憩いの場であり、交流の場であり、旅の楽しい思い出になれば更なるインバウンド、リバウンドに繋がると思います。八十里開通と併せて只見観光の発展的 first step と位置付けるべきは複合駅舎の早期建設と考えております。建設計画の全体像、日程、財源などについて進捗状況をお伺いいたします。

第2点は、道の駅についてであります。複合駅舎と道の駅がドッキングできれば、全国初の試みだと言われております。立地的にもこれ以上の場所はないと思います。新聞、テレビなども大きく報道し、願ってもない宣伝効果が発揮できるとも考えられます。観光客がっかりすることのないように早期実現に向け町長の考えをお伺いいたします。

三つ目に、役場庁舎の建設についてお伺いいたします。自然首都只見町に相応しい庁舎が求められていると思いますが、只見町のシンボルとしての庁舎を八十里峠の開通までに間に合うように年次計画を立ててもらいたいと考える次第であります。町長のお考えをお伺いいたします。

大きな2点、新型コロナウイルス感染対策について。感染者が急増しております。今後の対策について町長の考えをお伺いいたします。

第3点、JR代行バス運転停止後の対策についてお伺いいたします。JR代行バスは会津川口駅から只見駅間で6本運行されておりますが、10月1日からは廃止される予定だと思われまして。会津若松市方面からの列車の利用者は川口で足止めになるおそれがあります。この対策について町長のお考えをお伺いいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 11番、三瓶良一議員のご質問に項目ごとにお答えいたします。

はじめに、只見線全線開通と賑わい創出事業についてでございます。

複合駅舎の建設計画の全体像、日程、財源等について進捗状況を問うということですが、昨日、酒井正吉郎議員の一般質問でもお答えいたしましたとおり、本件はJRとの事務レベルでの協議を行っているところであり、全体像、日程、財源等を具体的に示せる状況には至っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

三瓶議員ご認識のとおり、当町は奥会津観光の顔として中核的な役割を果たさなければならぬと私も思っております。現在進めております只見駅前賑わい創出事業は10月1日の只見線全線運転再開までに多くの皆様をお迎えできる体制が整うこととなりますが、この対応は全線再開通に間に合わせた対応であります。今後継続して只見線の利活用、只見線を起爆剤とした地域振興を目的に、今後も多くのお客様をお迎えするための憩いの場、交流の場、旅の楽しい思い出の場としての只見駅複合施設整備を進めてまいりたいと考えております。三瓶議員のお質しのとおり、八十里越の開通と併せた只見観光発展の第一歩と位置付けるべきものと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、道の駅についてでございます。

複合駅舎と道の駅のドッキングというご提案ではありますが、JR只見駅前は国道252号と289号の交差点から近く、立地的に恵まれた場所でもありますので、只見駅複合施設を道の駅的な機能も有する施設として整備していきたいと考えております。

3点目は、役場庁舎の建設についてであります。以前からお示しをしておりますとおり、現状はあくまでも暫定移転でありますので、今後は駅前庁舎と町下庁舎に分かれている役場庁舎機能の一つにすべく検討していかねばならないとの認識は変わっておりません。

しかりながら、まずはJR只見線全線再開通に伴う駅前の賑わい創出や駅前複合施設の整備、季の郷湯ら里整備等の大規模事業を推進して、その進捗状況とともに国道289号八十里越開通を見据えた年次計画を立ててまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

まず感染の状況ですが、いわゆる第7波といわれる全国的な感染拡大に伴い、本庁においても感染者が増え、8月中の感染者数は139人を数えましたが、9月は本日現在の状況ですが、感染者1名となっております。

感染症への今後の対策ですが、町民の方には引き続き基本的な感染対策をお願いするとともに、オミクロン株対応のワクチン接種を進めてまいります。ワクチン接種は、12歳以上

60歳未満で基礎疾患のない方を対象に10月から接種をできるよう準備を進めております。なお、すでに4回目の接種をされた方は4回目接種日から5ヶ月経過以後に接種となります。

また、感染不安を感じる無症状の町民の方を対象として、抗原定性検査キット配布事業を検討しておりますのでご理解をお願いいたします。

次に、JR代行バス運行停止後の対策についてであります。

現在、会津川口駅から只見駅間で運行されているJR代行バスは、三瓶議員お質しのとおり6本運行されており、そのうち4本が川口駅到着の列車と只見駅間を接続しております。

この代行バスについては、10月1日から列車での運行に戻るため廃止されることとなっておりますが、会津川口駅から只見駅に向かう列車の本数は3本となることから、会津川口駅止まりの1本の列車に乗車された方は会津川口駅で足止めとなるおそれがあることは、まさにご指摘のとおりであります。

具体的に申し上げますと、現在は会津川口駅に9時39分に列車が到着し、そこから10時25分の代行バスに乗り、只見駅に11時15分に到着することができます。しかし、10月1日以降はこの代行バスがなくなるため、只見方面に向かうには、その後の15時29分発只見駅行きの列車に乗車しなければなりません。

10月1日からは、水害前の運行ダイヤとして只見駅においては1日3本の運行となります。これまでは鉄路での復旧を目指し、約11年という長い時間をかけて復旧が実現したところではありますが、概ね被災前同様の時間帯である午前中1本、午後2本のダイヤでは観光路線としての利活用を考えた場合、不十分であると強く感じており、まずはこの午前中に会津川口駅止まりとなっている列車を只見駅まで運行するよう、県など関係機関への要望活動を始めたところでもありますので、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 10月1日はもう間もなくやってくるわけではありますが、昨日、酒井議員にもお答えされた中で漏れている部分をお伺いしたいと思います。

一番この中で大きなことは、やっぱりあの、どういような駅舎を造るのかということで、町とJRが別々の見解になっているというような印象を持って私は承っていたわけですが、鉄筋コンクリートで造れば、鉄筋で造れば、これはあの、木造よりも強固なものができると思います。しかしまあ、私申し上げましたのは、只見町は国連のユネスコエコパーク

の定めるところと、認定を受けたところと、それから、国定公園であるという二つから言って木造が理想的ではないかなというふうに思ったわけではありますが、決してこのことにこだわって時間が遅れるようなことがあってはならないというふうに思います。その点、町長は、調整は早いうちに私はやるべきだなと思いますが、そのことについては、そう難しくないんではないかなと思います。

それから2番目にですね、財源対策なんですよ。やっぱり。お金が相当かかると思います。その財源対策というものを強化していかないと、なかなか容易でない。じゃあ、財源対策どういうものがあるかと言われれば、やっぱりあの、この前の只見高校の時のクラウドファンディング、あるいはふるさと納税を強化していくと。まあ、企業も含めましてですが。その辺に尽きるんではないかなと。それからもう一つは、県からのやっぱり支援をお願いすると。この辺でやっぱり、早く整備を、財源的な裏付けのある中で進めていただきたいと。1回この観光というのはだれてしまうと、また元にはなかなか、戻すのは容易でないというふうに思いますので、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） まずあの、複合駅舎についてでございますが、あくまであの、事務レベルというご理解のうえで、昨日、酒井正吉郎議員のご質問にお答えする形で申し上げました。たぶん、いろいろ、安全走行のための機器、設備類があるため、鉄筋コンクリートでJRは基本的に要望していると思いますが、実際、木造の駅舎も全国にあるわけですから、やはり、本当にできないのか、他の理由があるのかというのを、もっときちんと話し合いを今後していかなければならないと思います。

あとユネスコエコパーク登録の町並びに国定公園、越後三山只見国定公園の町として、やはり私は木造が望ましいと思っております。それもでき得れば只見の木で造っていきたい。少なくとも県産材というように、私はそのように考えております。あと併せて、そのことで交渉が長引いて、結果としてどんどんどんずれこんで遅くなることは誰も望んでないんで、そのへんのところは、ある一定のところでは県の、JRは勿論ですが、県のほうでも会津若松駅の中に事務所をわざわざつくっていただいたわけですから、所長にご相談、足を運びながら、場合によっては生活環境部長のところにも足を運びながら、お力添えをお願いすることを足繫くやっていきたいなというふうに思っております。

併せて、財源対策につきましても、クラウドファンディングやふるさと納税、様々な手法



も改めてご教授いただきましたので、そういったことや様々な今、制度、補助制度が少なくなつたとはいえ、まったくないわけではありませんので、そういったことも含めまして県と協議をしながら、併せて共通の考え方、理解の下に、JRに対して交渉を取り組んでいきたいと思っておりますが、まずは10月1日の全線再開通ということの、当面の目標がありますので、それが無事、開通した後に、そういった取り組みをより具体的に進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 大変意欲的なご回答をいただきました。ありがとうございます。

それからあの、今、赤字線ということで、また全国レベルで赤字線をどうするかと。JRの赤字っていうのは大変問題になっているということもあります。只見町はなんとか、その前に軌道法の改正をいただいて、上下分離方式ということで協定はできたんだと思いますが、しかし、これで安心しているわけにはいかないと思います。やっぱり地域のその努力というのは、そういうもので地域振興がこれだけ進んできたという実績が伴っていないと、また赤字線の中に入れられてしまう可能性がありますから、廃止なんていうことのないように、ひとつ、全力をもって取り組んでいかなければならないんだろーと思います。これはJRという母体が大きいところですから、やっぱり観光路線として、東京近辺あるいは国外からもお客さんは相当来られるんだろーと思います。やっぱり受け入れ態勢もきちっと併せてやっていかなければなりません。その受け入れ態勢の基本になる第一歩が私は複合駅舎だと、そういうふうに思っておりますので、どうかこれを積極的に進めていただくようお願いをしたいと思います。これは回答はいいです。

それから次の道の駅なんですが、道の駅については、まあ、町長はあの、これは済んだ話ですが、町長はきららまでの間なんていう話もされたことありますが、どうも道の駅というものと、その駅舎というものが、ここに、大体ここにあるだろうというような、その看板がね、やっぱり私は物言うんではないかなと。道の駅的なものだったら、どこにでも同じようなものが造れると思います。今、大倉にある、あの博物館の前あたりだって、あそこだってテントでも張って、節の物でも、農産物でも、なんでも出せば、人はそれなりに足を止めてくれるでしょうし、博物館もそれなりに見学してくれる人が増えてくると思います。やっぱり看板というものが大事ではないかなと思っておりますが、その点で何かあの、何故それを、そこをその、白にしておかなければならないのか。どこかにその、町長はもっと良い、ここが良

いだろうという、そういう下案があつて、このところをはっきりさせておられないのかどうか。そこをお伺いたします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 議員のおっしゃっていただいたとおり、10月1日の全線再開通は、一つのゴールでもあり、新たなスタートでもあるということは皆さんご認識のとおりでございます。

そういった中で複合駅舎がポイントになってくるというお話もまったくそのとおりだなと思います。そして、その内容は、1回目の答弁で申し上げましたが、道の駅的な機能も有する施設というふうに申し上げておりますので、まったく、複合と言っておきながら、単なる駅の兼売だったり、そういった単純なものは考えておりません。やはりそういった機能も必要だというふうに認識しております。言い換えれば、今日、新聞に、道の駅と空の駅という、ちょっと、1ページくらい、広告の新聞ありましたけど、只見は初めて駅の駅になるんじゃないかなと思ってます。駅は元々、本当に鉄道の駅を言っているものですから、全国でも珍しく、駅の駅ができるんじゃないかなくらいにと思ってますので、やはりその充実を図っていかなければならないと思っております。

あとそれから、道の駅につきましては、先ほど私、9番議員の一般質問の後段にちょっと申し上げましたが、どうしても最初は、農産物の直売所があつて、それから休憩機能があつて、そこに様々な加工食品とか、いろんなものが付加されてきて、大きいところはアミューズメントパークみたいな、レクリエーション的な機能も入れた道の駅が増えてますけども、只見の場合、例えば一番最初の野菜直売所とか、そういったことを考えたときに、せっかく湯ら里の料理長が代わりまして、地元のものを使いたいんですというふうに求めても、なかなか一施設でさえも、お客様に提供する農産物が集まらないという実態があります。まだまだ宣伝不足なのかもしれませんから、一面だけを捉えて言えませんが、只見だったらゼンマイだと言ってるのに、なかなかゼンマイが手に入らない。あとは、今までお平の中に串魚入ってませんでしたが、やはりお平というんだったら串魚を乗せるべきですし、そういった串魚の確保。それはいろいろ今、お願いしていらっしゃいますし、様々な、本当に特別なものでなくて、いわゆるこれからは大根、白菜とか、普段使いできるものであっても、要は只見のものだということが大切なストーリーですから、それを大事にされていらっしゃいますが、それさえもなかなか集まらない。そういった中で、その生産体制とか集荷体制を整えていか

ないと、建物を建ててしまっただけで閑古鳥が鳴くのではないかという心配をしておりました。

それからもう一つ、常々言っておりますが、只見型の道の駅は生活の駅でなければならないというふうに申しておりますので、それはやはりこれから様々な、一人暮らしや、様々な、高齢化が進む中で、やはり食事であったり、皆さんが集まってできるとか、そういった、こう、皆が気軽に集まれる地域の茶の間のよう、そういった生活の駅が、それがさらによその方来られた時に道の駅にもなるというようなものを目指していきたいと思っておりますので、今その辺のところをいろいろ思っておりますが、まだ表す段階ではありませんが、まずは只見駅舎の複合化の中で、そういった機能も盛り込んでいきたいというふうに考えて順序立てて考えておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） まったくあの、町長おっしゃったように、只見はこれぞという物産が意外と少ない。これが一つのネックになっていると思います。やっぱりこの辺のことは考えていかなければならないわけですが、しかしこれ、只見は新潟県との境がありますから、新潟県の名産品をやっぱり協力してもらったり、三条市あたりからとの協力はいただけるんでないのかな。そして、福島県の、あるいは会津の名産品も協力してもらって、そこに地元の物産もいろいろ置くと。そして只見に行けば、福島県のいろいろの名産品買えるよ。そして、こっちのほうの県内のほう人は新潟県の物産品も買えるよというようなことだって可能だと思います。だから私はあの、人がいっぱい集まってくれて、この拠点が繁盛しなければ、やっぱりなかなか、このチャンスというものは活かしていけないなというふうに思うわけですので、その辺もやっぱりしっかりと考えていただいて、取り組んでいただきたいと思っております。

そうすると、さっき私申し上げましたが、これは純然たる白紙ということで検討されておるといふふうに理解してよろしいんですか。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） すみません、白紙というと、道の駅のことと理解してよろしいでしょうか。

○11番（三瓶良一君） 今、2番のことを質問しています。道の駅です。

○町長（渡部勇夫君） 今後はそういった、位置とか、その具体的なことはまだ、そのようにご理解いただいていたと思います。まずはその基本的な考え方、いわゆるコンセプト、やは

りそういったところをきちんと固めていかないと、只見町に、これから掘り起こしていただいて、農産物を、例えばヤオコーさんに出すだけじゃなくて、どれだけ地元で出していただけるかという仕組みづくりをお願いも必要ですし、あとは289号で三条市であったり、新潟方面であったり、また魚沼市さんであったり、そういったところの関係。あと、ふるさと交流都市である柏市さんとか、そういったもの。あとは、先般、薪エネルギーで視察で鮫川村さんに行ってきましたが、あそこは手・まめ・館というのがあって、マメで達者なむらづくりを長年に亘ってやっています。やっぱりその鮫川村の繋がりで、あそこでも手・まめ・館の中でもいろいろやっていますので、例えばそういった繋がりとか、あとそれ以外にも皆さん方、いろいろ交流のあるところあるかもしれませんから、そういったふるさと交流都市的な考え方で、そういったものを提供することは議員おっしゃるように大事なことだと思いますが、やはり、只見のものがあんまり少ないと、よそのものばかりでも寂しいと思いますので、やっぱり地元の農家さんをお願いして、そういったものを出せるという仕組み。あと、出した時にちゃんと買い取ってもらえるのかという制度設計も併せてやったうえでないと、一挙に建物というわけにはいかないと思っていますので、白紙といってもそのようなことが前提にあるということをご理解いただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） さっき町長も言うておられましたが、やっぱりあの、道の駅的なものは、どこでも造れますよ。広場さえあれば。これはいろいろ造れると思います。さっき私申し上げましたように、大倉の博物館と、あそこだってちょっとした物売り場ができれば、それはあそこに車いっぱい停めて、買ってもらえるとしますし、それは梁取だって、あるいはその手前のほうの黒谷周辺だって、そういうところあると思います。問題は、やっぱりあの、道の駅とJRの駅、鉄道の駅、これがその、ドッキングする。一つの施設に間に合わせるようなことになったら、非常に経済効果も高いですし、宣伝効果も高いと、私はそういうふうに思うわけですが、この前の計画書の中といたしますか、答申の中でもそういうふうに指摘されておりましたが、私はそのことがやっぱり大事だなと思います。

そして、只見っていうのは、今のこの只見っていうのは、何人からもご指摘ありましたように、人口がどんどん減ってきていると。町の財力も減ってきていると。そういう厳しい中でありますから、ここはやっぱりあの、本当にこういうチャンス滅多にないから、このチャンスを本当に100パーセント活かすというような方向で考えていくには、やっぱり拠点が

どうしても必要なんですよ。拠点をつくって、拠点をつくって、自分の（聴き取り不能）の話じゃありませんよ。ここに役場ができて、新しい庁舎ができて、ということになってくると、総合的な面で住民もいろいろ投資してみようかなと、そういう意欲も出てくると思いますよ。そうしてくると、やっぱりいろいろ、まちづくりなんていうことを改めて考えなくても、住民からいろいろな意見が出てきて、拠点ができる。拠点ができれば、それをみんなこう、定義させていけば、これは良いわけですから、そういうようにして、せっかく来られた観光客をいろいろな部分で足止めして、地の物を買ってもらったり、地元で飲食をしてもらったり、旅館・民宿あるいは湯ら里にお泊りをいただいたりと、というような総合的な力をつけるような構想というものがどうしても欲しいなと、町にはそれがちょっと足りないんじゃないかなというふうに思います。私はそういう観点から、この役場庁舎の建設というものが大事だなと思っているわけです。お願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 私はあの、基本的な考え方はお話を伺っていて三瓶議員とほとんど変わらないなと私はそのように理解させていただきました。ですから、今はあの、繰り返しになりますが、10月1日の全線再開通を皆様方のお力添えをいただきながら滞りなく全線再開通していただく。そのうえで先ほど申し上げましたような今後の只見複合駅舎についての具体的な取り組みを県にお願いしながらやっていくという姿勢です。その中身については、さっきおっしゃったような機能も入れながら、本当に拠点となるような只見駅舎の複合化を図っていくと。併せてその中で、やはり役場庁舎も、やっぱり検討していかなければならないという考え方には変わりありませんので、そういったのを含めて考えて、そういったことがご提案できる段階になりましたら、いきなり本会議という場ではないかと思いますが、全員協議会なのか、常任委員会なのかわかりませんが、しかるべき手続きは議会の皆様のお話を伺いながら、そういった案を示させていただいて、ご意見をいただいて、やはりそれでこう、何回か、いろいろ修正とか、いろんなこう、時間かかると思います。とても大事業ですから。そういった丁寧なことをさせていただいて、原案を固めさせていただいて、と同時に財源対策はどうなんだということが当然くっついてきますから。まずはそこをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） わかりました。

それで、参考までにまた同じような話を繰り返しますが、戦後、昭和20年に終戦を迎えました。そして日本はもう本当に焼け野原になって何も無いような状態になりました。その時の国の政策として、杉の木をどんどん植えさせました。只見の当時の人、若い人達、今、100歳前後になられたような方々だろうと思いますが、青年の森を創りました。上、大土山です。あそこに青年の森。そして、その下に、牧野組合も大きな杉林を持っています。この青年の森は町の財産ですが、牧野組合の杉は牧野組合が所有しておりますので、これは牧野組合が、役場庁舎を造ったり、複合駅舎を造ったりされる時に必要ならば無償で提供しますという決議をされております。これは組合長が変わったってずっと継続していくんだということもお聞きしました。そういうような、地元も盛り上がっているんですよ。今。そういうことも併せてお伺いをいただきたいと思います。この件についてはこれで終わります。

新型コロナウイルスについては、本当はやめようと思ったんですが、国ではウィズコロナ、ウィズコロナというふうに言ってます。コロナと共に、の時代だということなのかもしれません。コロナ、一朝一夕で解決するような状況ではないというふうに、日本中、みんな、そういうふうに認識しておられると思いますし、世界中もやっぱり同じようなことかと思いますが、こういう中で、一緒に生活していくんだということになると、町が、町がやっぱりきちっと呼びかけをしてもらって、マスクとか、最初の頃、ちゃんといろいろな注意事項言われましたけれども、そういう呼びかけがちょっと緩いんじゃないかなと、ちょっと落ちているんじゃないかなと、只見ばかりではないと思います。だから、そういうことについてはどういうふうに町長お考えなのかなと。アフターコロナなんていう話もありますけれども、そんな簡単にアフターコロナなんていう状態にはならないと思います。よろしくお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） ただ今、ウィズコロナということで、コロナと共に経済もまわしながらという国の政策であると思います。そうした中で、8月、町内においては感染者が多かったわけでありまして、そうした中で、行政無線によりまして呼びかけを行ったり、また、おしらせばんで、また改めて感染対策についての注意を呼びかけたわけでありまして、今、議員がおっしゃったとおり、今後も引き続き、感染対策の呼びかけをしてまいりたいと思います。また、町長答弁にもありましたけれども、ワクチン接種のほうを速やかに進めていくよう、診療所の医師の協力を得ながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） ただ今の課長からの説明でよく理解できました。

只見町も最大の努力をして、最小限に感染者を抑えるということが大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、JR代行バスの件でございますが、これはあの、今、県も交えて検討されているということでございます。しかし、10月1日はもう間近になっていますが、はたしてこの10月1日までに結論が出るのかどうか。そういう見通し、どういう見通しを持っておられるのかお伺ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどの三瓶議員のご質問にお答えいたします。

まずこの区間の部分、問題として、今回、ご質問いただいた部分の時間の10月1日までというところですが、基本的に今回の10月1日までの復興には間に合わないということになります。と申しますのは、まずはこの元々の鉄路での復旧、列車を運行するにあたって、災害前のダイヤでまず復興を目指すということで進んできておりました。そういった中で、JRからも、こういった3本、一日3本、従前のおりに戻しますというプレスがございまして、その中で一旦は10月1日はスタートさせていただくこととさせていただいております。そういった中、こういったご提言は確かに従前よりございました。そういったところも踏まえまして、この点、今後のことも、観光路線としての利用を考えた場合には必要なこととございますので、10月1日には間に合わないというところではございますが、引き続き、早期の実現に向けて要望活動を進めさせていただきたいと考えております。要望活動になりますと、議員の皆様のご協力もいただく場面もございまして、そういったご協力もいただきながら進めさせていただきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 要望活動で、それが呑んでもらえないというようなときは、これはどうされますか。町でどういう対策を考えておられますか。それではないということと終わりにしっちゃうのか。その辺をお伺ひします。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） まずは要望活動を優先させていただきたいと考えております。

こちらについては、従前に戻すということで一日3本となりますが、只見線、今回の復旧に

関しては上下分離ということで、それぞれの沿線の市町村の負担が伴っておりまして、以前のJR単体の運行からも運行形態が変わっております。それだけ負担もしている部分もございますので、そういった部分はまず強く要望の中で併せて求めていくような形で、まずは要望活動を中心にと。その後の見解については、展開を見計らってまたご相談をさせていただきながら、次のステージを考えたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） 一日6本というのは、只見と川口の間だけ3本になっちゃって、そして新聞あたりを見ると、もう本当にワースト3ぐらいの乗降客しかないと。これ、そうなるしかないんですよ。で、やっぱり、それを繋ぐと。繋ぐことによって、いろんな利便が出てきますし、地元の人だって若松に行って、あるいは坂下に行って、お医者さんに掛かって、遅くなったときはちゃんと安心して帰ってくるということにもなるわけですし、観光客にとってみれば、ここから只見町まで行こうと思ったのが、川口止まりだというようなことでは、これはあの、中途半端になってしまいますから、そこはひとつ、強く押ししてもらいたい。やっぱりそれはあの、県が中心になってやっているわけですし、只見町は負担金もそれだけ多く出しているわけですから、この点はひとつしっかり取り組んでいただきたい。そういうふうに思います。

町長、どうでしょう。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 本当にまさにおっしゃるとおりだと思います。特に日中の2本につきましては、只見駅まで来てもらえればいいものが、会津川口駅で止まってしまいます。逆に、只見駅から出発してもらえばいいものが、会津川口駅からしか出ません。その、もっとありますけど、極端なのはその2本だと思います。やはりそれについては、今、担当課長申し上げたとおり、議会の皆様のお力もお借りして、これから要望活動を強めていきたいと思えます。併せて、県のお力もお借りしてやって、できるだけことはやって、それを達成したいということがまず一番であります。ので、それができなかった場合、どうするかというのはやはり、ある意味、意思が弱腰のように映ってしまいますので、私はまず、それをちゃんとできるようにやっていくと。そして、やっぱりそれはある程度、期日を想定しておかないといけないと思います。要望活動をずっと、2年も3年も4年もやって、やっているんだがな、やっているんだがな、では現実何も変わりませんから。やはり、その辺の期日を切って、そ



の時は皆様方とご相談させていただいて、しかるべく善後策といたしますか、それは当然考えていかなければいけないという考えは持っておりますので、引き続きお力添えを賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 11番、三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） どうもありがとうございました。

最後に、八十里も6年後には開くということなのですが、これとJRの線というのはまあ、一体的に、上手に運用することによって、只見地区は拠点的なところになれると私は思います。

この前あの、下郷の議員さんに、甲子峠が開いた時、その後、どのような状況なんですかと聞いてみました。そうしたら最初の年は115万人を超えましたと。ところが、2年目になったら55万人にパタンと落ちてしまったと。そして、3年目になったら、またちょっと上がってきて、今、80万ぐらいの、自動車の台数だと思いますが、そのぐらい通ると。大体こう、80万台ぐらいでずっときてますよと、というようなお話でした。やっぱり最初の年はものすごい人来ます。私も一回巻き込まれてしまって、とてもあそこの檜原を通過するに30分も待たせられたことがあります、そういうようなことも考えますと、やっぱり大きなインパクトのあることには間違いありませんから、是非ともこのチャンスを活かして、良い町につくっていただきたい。そうすることによって、少子化も、過疎対策も、やっぱり弾みがついてくるというふうに思いますから、よろしくお願いします。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、11番、三瓶良一君の一般質問は終了しました。

ここで、昼食のため、暫時、休議します。

午後の開始時間は1時ちょうどからといたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後12時59分

○議長（大塚純一郎君） 午前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番、中野大徳君の一般質問を許可します。

5番、中野大徳君。

〔5番 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 通告に基づきまして一般質問をします。

質問事項。只見町農業施策についてであります。

質問の要旨。本町の基幹産業である農業、主に稲作農業を持続・発展させるためには、効率化並びに所得向上が必要であると考えております。町長の考えをお伺いします。

1としまして、町内農家の戸数の推移、年齢構成はどうなっているのか。

2としまして、効率化・所得向上の施策の必要性について。

3、条件の悪い圃場においては、小規模農家や兼業農家の果たす役割が大きいと考えます。

美しい田園風景・農地を守っていくために条件整備の考えをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） 5番、中野大徳議員のご質問にお答えいたします。

只見町農業施策についてであります。項目ごとにお答えいたします。

はじめに、町内農家の戸数の推移、年齢構成についてであります。農林業センサスによる町内総農家数は、2010年・703戸、2015年・589戸、2020年・435戸と大きく減少しております。また、年齢構成につきましては、統計上、個人経営体の農業従事者の数値となりますが、2020年で39歳以下8.4パーセント、40代9.1パーセント、50代13.9パーセント、60代24.9パーセント、70代26.8パーセント、80歳以上16.9パーセントとなっており、生産年齢人口に当たる65歳未満は40.3パーセントとなっております。

農家戸数については、高齢農家のリタイヤ等による農地の集約化、大規模化が進み、直近10年間は人口減少率を上回る率で減少しております。また、年齢構成については、若年層の農業参入も見られますが、高年齢化が顕著となっており、新たな担い手確保のため、移住・農業フェアなどに参加しているところです。

次に、効率化・所得向上の施策の必要性についてであります。中野議員お質しのとおり、町の基幹産業である農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効

率的かつ安定的な農業経営に向けて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定め、只見町における主要な営農類型、経営規模等を示し取り組んでいるところであります。

稲作農業については、平成30年から減反政策が廃止され、その後、目安面積での新規需要米や転作等の取り組みによって、主食用米の数量調整に取り組んでいただいているところでありますが、コロナ禍による米価下落やウクライナ侵攻等に起因する肥料等高騰など、稲作農家を取り巻く環境は相当厳しいものがあります。町といたしましては、米価下落に係る次期作支援として種籾の助成、永続的な農地・農業用施設の保全に向けた農業機械の購入補助、農業用施設集落補助金の補助率引き上げ等に取り組んでまいりました。

また、今年度春肥までの稲作経営体への肥料高騰対策として、県で実施する補助金に上乘せ支援をすることとし、本9月会議に補正予算を提案させていただきました。さらに、希望される集落において県営ほ場整備事業も進めており、今後も農業を取り巻く状況を踏まえ、効果的な対策を検討してまいります。

次に、条件の悪い圃場において美しい田園風景・農地を守っていくための条件整備の考え方についてであります。中野議員ご指摘のとおり、小規模農家や兼業農家が果たす役割は大変大きいものと私も考えております。

先ほど述べました農業機械の購入補助については、これまで水稻を1ヘクタール以上作付けする農家に限定しておりましたが、今年度から田・畑合わせて10アール以上耕作し出荷販売されている農家へも対象を拡充いたしました。小規模農家も含め、農家の耕作意欲を維持し、営農継続していただくことが永続的に農地・農業用施設を保全していくためには必要不可欠であるとの考えから導入したものです。

また、国の制度として、集落等を単位に農地・農業用施設を維持・管理していくための活動に対し交付される中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金制度があり、現在、中山間が19集落、多面的が14集落で取り組まれております。農業者個人の取り組みだけでなく、普請作業など集落単位での取り組みが地域の農地・農業用施設を保全するうえでは大変重要であると考えております。

なお、条件の悪い圃場については、耕作条件改善事業等小規模の圃場整備ができる事業もございますが、状況によっては畑作物等への転換、利用権設定し条件の良い圃場に営農場所を変更・集約させることが長期的に営農継続できる場合もございますので、農家の要望を踏まえ、JA、福島県と連携し助言等していきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） それでは、大変丁寧な回答をいただきましてありがとうございました。

二・三、再質問させていただきます。

まず、年齢構成についてお聞きしました。このパーセントは自分なりに分析する限り、将来的にもそうは変わっていかない。人数は変わっていきますが、人口減少以上に人数が減っているという、今の回答で少し、非常に危惧するところではありますが、まずこの年齢構成を見る限り、このまま、年齢が例えばこのまま上がるのではなくて、この年齢構成は、やはり、例えばお勤めになっていた人がリタイヤして、自分の田んぼ、2枚ないし3枚持っている田んぼを自分で耕作するようになって、そういう人が多くてこの年齢のパーセンテージが今後も変わらないのではないかというふうに推測されますが、課長の分析はどのような分析でございましょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 中野議員のお質しでございしますが、今、中野議員がおっしゃったことと私の分析も同じでございします。確かにあの、農業に従事されている方、高年齢化が進んでいるということもございしますけれども、農業は生涯現役というようなことも言われておりまして、また、そういった方が、農業以外の職業からリタイヤされて農業に従事していただく。それが地域の農業の農地・農業用施設について非常に重要な役割を担っていただけているというふうに認識をしております。人数は確かに、効率化も含めてですね、集約化が進んでおりますので、人数はどんどん減っていくというようなことではあります。そういった方々を大切にしながら今後も農地・農業用施設を保全をしていきたいというふうな考えでございします。

ただあの、町長の答弁にもございましたとおり、新たな担い手についても当然求めていかないと、全体的な農地・農業用施設を守っていくというのは大変難しくなってくるということもございします。そのあたりは力点を置いてですね、新たな新規就農者を求めてまいりたいというふうな考えでございします。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今、新たな農業者というお話ですが、喫緊の就農者の数、おわかりでしたらお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 直近5ヶ年の新規就農された方の人数ということでお答えをさせていただきますと思います。平成29年度以降ですね、新規就農された方、全体で21名ございます。そのうちですね、その就業、農業に就業するというのは二つございまして、独立就農というものと雇用就農、この頃、農業法人がございまして、そちらに雇用されて農業に従事されるという方がおります。ので、その合計が21人ということでございますが、まず独立就農でございまして、4経営体7名でございます。内訳といたしましては、トマトを主にやられている方が2組4名でございます。さらに、花、花卉です。花卉については2組3名がいらっしゃいます。雇用就農、先ほど申しましたけれども農業法人に雇用された方の人数ですが、14名ということで、21名、直近5年間で就農されているということで町として確認をしております。こういった方をどんどん増やしてまいりたいという考えでございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 自分が考えていたよりも、花卉やトマトに対しては新制度も充実しておいて、良かったなと思っております。が、なかなかその、田んぼに関しては、これは借り手・貸し手の問題もありますが、これはやっぱり、人口がどんどん減っていても、農地は農地として残るわけで、これは後世に持続的に引き継いで循環していかないと、大変なことになると危惧しております。例えば今、町のほうでは、例えば圃場整備、そういったことを進められております。が、大変これも時間がかかるような状況です。例えば農地であっても、相続してなかったり、それから持ち主を探すのに大変苦労なさる。判子もらうのに苦労なさる。そういった状況が見受けられますが、この所有者不明というか、そういった農地はこの只見町にどのぐらいありますか。わかりますか。わからなければ結構ですけど。パーセントでも何でも、大体でいいです。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 所有者不明農地ということでございますけれども、端的に申し上げますと、捉えておりません。というのは、未相続の部分が長いものが相当あるとは思いますが、圃場整備等々を行ううえでは、そういったものが少しずつわかってくる場合がありますけれども、全体的なものといいますと、なかなか捉えておりませんが、議員おっしゃったとおり、そういったところは当然、未相続、相続登記をしていないということは、農地以外でも相当あるのかなというふうには捉えております。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） うちのほうにも結構ありまして、今、書類、担当者から頼まれたり何だりでやっております。ただ、今度、圃場整備に関しては国の法律が変わりまして、そういった農地でも中間管理機構を通すことによって、その耕作者が借りられるというふうになったそうです。大変、そういった国の制度も変わって、やりやすくなったというか、それは中間管理機構さんに供託金みたいなのは預けるみたいですが、何年か経って現れなければお返ししていただけるような制度だということです。で、今思いますのは、町も50年、それから古い耕地整理からはもう50年、それから、ということは、やっぱり集落によっては、その経年劣化の施設、経年劣化もしていると、施設がですね。例えば壊れて、様々な陳情も上がってきております。私はそういうところは、もう優先して圃場整備を進めたほうが、それ、負担も今はないわけですから、圃場整備でまともれば、また当然、水路も良くなるわけですから、そういったようなことを行政が指導すべきでないかなと思っておるんですが、その辺の見解をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 圃場整備事業につきましては、今年度から只見地区、さらには梁取地区が採択になって事業が開始されるということになってございます。50年というお話ございましたが、梁取地区なんかはまあ、今おっしゃったような年数が経って、今回、圃場整備事業に取り組まれるというふうなことであります。

さらにあの、今動きがあるのは、中野議員のご出身の叶津地区、さらには八木沢地区について、圃場整備事業に取り組みたいというような、集落といたしますか、受益者の方々の声があつて、今そちらのほうに取り組む形で今進めておるところです。

その他につきましてもですね、当然あの、数十年経ちますと、農業施設も勿論、傷みも激しくなります。そういったのを解消するために、例えば中山間地域の直接支払交付金だったり、多面的機能支払交付金の中で軽微の修繕等はできる形になってございます。そういったもので第一義的には対応されて、長く農地・農業用施設を使っていただくというのが第一義かなとは思いますが、おっしゃるとおり数十年経ちますと、大規模に圃場整備をする、していかないと、これからのいわゆる担い手さんが、稲作であれば農業やっていくうえでは、そういった圃場でないと、なかなか受け入れてきていけない。圃場が悪いとなかなか受けられないというようなこともありますので、圃場整備については当然、その所有者、受益者が同

意のうえで、集落といいますか、地域がまとまってやる事業になりますので、そういった内容について、お声掛けを、町としても今後、そういった方面には耳を、今も耳は傾けてはおりますけれども、そういった声に反応しましてですね、可能な限り、受益者の望みに応えていけるような動きをしてまいりたいというふうに考えてはおります。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今年ですか、ある地区で、事情によって離農するという農業者が出てしまいました。で、まあ、一応、受託組合のほうに相談なさったんだか、それはわかりませんが、受け手が出たというふうに僕は聞きました。まあ、植えてしまっているのに、刈るしかない。それは当然でしょうが、そういう地区は、ある程度、圃場の条件が多少良かったから受け手が出たのかなというふうに思ってます。もしこれが、例えば入叶津の山奥だったり、真名川だったり、陳情書なんかが上がっている布沢の奥だったりするようなところであれば、これは大変なことになったかもしれないというふうに危惧しております。例えば今は受け手、受託されている人も、これは例えば病気とか、そういったことで、もし、そういったいつもの（聴き取り不能）ができなくなると、大変なことになってしまうかもしれません。そのためにも、そのためにも、圃場の条件が良ければ、私はこの先、まだ元気な若い人らがやっていたらいいんじゃないかなと、出てくるんじゃないかなと、そういうふうに期待をしております。なので、この圃場の条件を、今、只見町は、なんていうんですか、今、条件をもう、良くする、改善していく時期ではないのかなと、そういうふうにまわりを見て思っております。そうすれば、そうすれば、条件さえ良ければ、やはり、受け手はいるんだなというふうに思っておりますので、この先、今、課長おっしゃったように、部落とか、そういったところの声よりも先に、声を掛けるようなこと、声を掛けてあげる、例えば集落座談会で、ここ直してくれ、あそこ直してくれっていう要望もそれはあろうかと思いますが、もう少し、皆さんまとまって、条件を良くする、こういう方法もあるということ、やはり行政側からも私は指導する時期にきているんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 圃場整備事業の推進を行政側からの働きかけで進めるべきではないかというお話だと思います。

圃場整備を行うことで、圃場が大きくなっていくというようなことで、なんですかね、営農がしやすくなるという形は当然ありますけれども、傾斜地であったり、そういったところ

ってというのは、勿論、大きくなることによって、法が相当大きくなったりですね、そういった管理の部分でも相当いろいろなことは出てきますけれども、そういったことも含めて、町としてもそういった農業用施設の改善、改修等々の話があった際は、一定規模がないと圃場整備もなかなか該当しないということもありますので、そういった場合にはお声掛けはさせていただいておるところでございますけれども、まあ、そこまでは、というようなことが今までは数多く、数多くといたしますか、ありまして、そういったことで進まないところも当然ありました。議員おっしゃっていることは、よく理解できますので、今後の農地・農業用施設の保全に向けた担い手がやりやすい環境をつくっていかないと、農地も荒廃していくということもあります。そういった部分も含めてですね、なお、農業者等との意見交換の中で、そういった環境を整えば、そういう事業も検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） そういった意味で、どんどん人は少なくなるけども、一定の人に集積していく傾向、これはもうしょうがないことであります。この回答書の中にあるですね、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想というのを定めていらっしゃるようですが、只見町における主要な営農類型、経営規模等を示し取り組んでいるという回答でございます。この経営規模の、この内容をちょっと教えていただけますか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） この基本的な構想でございますけれども、基本的な方向というか、基本的な考え方につきましては、農業を主業とする農業者が、地域における他の産業の従事者並みの生涯所得に相当する年間の農業所得の水準を実現できるような形での営農類型ということで定めておるものです。類型でございますけれども、ちょっとお待ちください。

内容的には水稲単一、さらにはあの、農業経営の安定化を図るうえで副業農業ということで進めておる部分があります。トマト、プラス、水稲であったり、リンドウ、プラス、水稲。そういった複合の部分でございますけれども、それぞれありますので、今回、稲作農業というようにお話がございましたので、水稲単一での標準的なモデルということで、先ほど言った、町としては、一個別経営体あたりの農業所得を390万以上にするというような考え方で営農類型を定めておるわけでございますが、水稲単一の個別経営体でありますと、水稲の自作地、借入地を14ヘクタール。さらには作業受託、いろいろございますが、標準としては2



ヘクタール。合わせて経営面積を16ヘクタール程度で定めまして、ここを目標にまずは水稲単一の場合は目指していくというようなことで、ここを目指す形で、例えば認定農業者制度とか、そういったものについて、JA、町、県含めて支援をしてまいるというような流れになっております。さらには、農業法人ですか、そちらについての水稲単一のモデルとしては、水稲の自作地と借入地で15ヘクタール。さらに受託として20ヘクタールということで、経営面積35ヘクタールを目標に水稲単一の場合は実施をしていこうというようなことで、この基本的な構想については定めさせていただいておるところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ありがとうございます。

そうすると、今の現耕作面積を、これで割ると、これで割るとですよ、会社は何社で、個人が何名という割り算は出てくると思うんですが、今の現状と照らし合わせると、どのような状況になってますか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 細かくどうなっているかとお答えはできないんですけれども、水稲の単一の話で今言いました。町としては水稲単一も当然大切で、そういった経営もお願いしたいということですが、複合経営、トマト、プラス、水稲。花、プラス、水稲。合わせてそういった担い手さんで只見町の農地を守っていただきたいというような考え方でこの構想は定めておりますので、これが現在、照らし合わせてどうかと言われると、なかなか難しいところですが、これ以外に、小規模農家、中規模農家さんも加わったうえで只見町の農地・農業用施設を保全していただきたいというような考え方、当然、所得を上げていただきながらということで捉えておるところでございます。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） まあ、複合経営から、それから、そういったお話ございました。金額も390万ぐらいの収入をあげてほしいというお話でしたけども、これは、やはりこの時、課長が計算なさった時とは、あまりにも現状が違うわけですよ。全ての物価が上がる。そして、米の値段は下がる。どの業界もそうですけども、農業も今度は肥料高騰、今回提案していただきましたけども、そして機械も3割補助するとはいえ、この時代よりは3割以上、僕はトラクターでもコンバインでも上がっていると思うんですよ。なので、昔の、ひと昔前の100万が、今の1,000万ぐらいの時代になってきました。車でも何でも。そして、さ

らに、円がこれだけ安くなっている時代ですから、非常にこれは、その時の計算では合うようでも、今の時代には即してないなという感じがいたします。それはわかりました。

今、農業で、この面積で390万以上の、純利といいますか、それが上がれば、僕、農業やる人、もっともっというと思うんですよ。今、例えば、どこかの建設会社勤めても390万の純利はないんじゃないかなと思います。これが自分一人でこれだけの面積やれば、390万の純利が上がるのであれば、これはもっともっと、それが数値でちゃんと証明できれば、これは、こっちから探すこともなく、やりたい人が出てくるんじゃないかなというふうな感じを持っております。今あの、法人化が進んでおりますけども、法人化、そこに勤める人はいらっしゃる。でも、将来、俺に親方やらせろっていう人はいない。これがなかなかまあ、今こういう世の中ですから会社もそうです。土建屋さんもそうです。勤める人はいるが、次、バトンタッチして、俺がやるっていうところがなかなか、そういう人材がなかなかいない。農業も同じような傾向にあります。ただ、ね、農地は棺桶に入れられませんから、これはもう、誰かがやらなければ衰退してしまう。そうならないために、今、条件整備の時期ではないかなと、そういうふうなことを申し上げました。

最後にですね、この只見町の農業政策という質問しましたけども、やはり、その国、県の施策に準ずるところが、やはり農業政策でも何でも、やっぱり、しょうがないというか、多いんですよ。施策見てますと。まあ、今回、肥料高騰で1,000円上乘せとか、そういうのはありますけども、機械補助の3割あります。それはありますが、大きな政策としては、やはり国の政策にのっかるしかないというところがあります。個別所得補償もなくなりました。で、全国に農業はあるわけです。日本中。世界中にあるわけですよ。で、特にこの、会津で括っても、会津はその中山間地域、平野ではありません。盆地なんですよ。会津は。特に只見なんかは平らなところがない。平らなところがないということは条件が悪い。新潟平野とか、そういうところと比べると。だから、国が示された一律の政策では非常に不利なんです。平野で1枚3町歩も5町歩もあるような田んぼをやっているところと同じ政策を受けては、これはどんどんどんどん、こういった中山間地は疲弊するのがあまり前なんです。なので、中山間地域特別支払金とか、そういう制度もありますけども、実際、耕作なさっている人はもう条件の悪いところでやっているわけですから。例えば、只見の米をブランド化しよう、大手に売り込もうと思えば、何万トンが必要、只見の面積では足りなくなっちゃうんです。契約していくには。1ヶ月に1万トン、必ず定期的に入れてくださいと、そうい

う契約になりますから。大手と契約する。そういったブランド化もなかなかできにくい。せいぜい自分でお客を探して小売り、自由化になってますから小売でお客さんを見つけて、少しでも供米より高い値段で、忙しいけども売るしかない。そういったのがこの只見町の今の稲作の現状です。ブランド化、ブランド化でいろんな政策、ずっと、これ只見町できたぐら  
いからブランド化ということで、必ず町のあれには書いてあります。今度の新しくできるあれにもたぶん出てくるのかなと思ってますが。それで、細かいことは聞きません。今回、9月議会で決算ですので、細かい施策については、その時お聞きしたいと思います。

最後に、やはりそういった条件で、そして今度はやはり景観の問題もあると思うんです。田んぼは。そういった農家を積極的に、やはり町は支援していく必要があるんでないかなと。今回、これ余談ですけども、只見線が10月に開通するようになって、叶津の人、草刈りがまめになりました。結局ね、撮り鉄さんとか来るんですよ。そして、撮り鉄さんに言われるんですよ。あの木なかったらなとか、それから、自分でも見ていて、あの堤防がもうちょっときれいだったらなとか思うんで、部落の人、有志で相談して草刈りをやったり、それから川の中はいじれませんので、河川事務所さんにもお願い、これからしていこうかなと思って  
いるんですが、柳のこの前の水害で枯れたやつが、ボウっと1本立って、あれが撮る人に言わせると、なかったらいいのになとか、そういうふうにも言われます。来ていただいて、只見をせっかく宣伝していただいて、それは非常に本当に、部落の人もありがたいと思ってますので、そういった景観整備のためにも、中山間とか、自分の田んぼでない、それでできない部分が結構出てくるんですね。そういったところをまあ、明日も有志でやろうなんていう相談にはなっているんですけども、そういった、金がどうのこうのじゃないですけども、そういったところにも、やはり、できる支援がもしあれば、支援してほしいなど。例えば、集落とか、それから区で、階段をつけたりはしてます。してますが、看板立てたりもしました。それもある程度の補助をもらってやっていますが、やっていますが、まだまだ、これからやっていかなきゃならないところは、見れば見るほど出てきておりますので、是非そういった支援もこの場をお願いしたいなというところでもあります。

で、今申しあげましたように、そういった積極的に向いて、出向いて、なかなかその集落座談会とかに来ていただいても、出れなかったり、言いづらかったり、言えなかったりするところもありますので、是非、現場に出向いて、そういった声を聞いていただきたいなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。最後にお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 只見町にとりまして、本当にあの、農業は基幹産業でございまして、とっても大事な産業であるというふうに認識しております。そういった中で、先ほど個人経営体に限っての話ですが、高齢化、また担われる方が減っているという問題提起もいただきまして、また数値的なところは担当課長から説明させていただきました。一方で、法人化ということで、従来にはなかった個人経営体が法人化することによって、新規就農も直近5年間に限っては21人ということで、そういう、これを多いとみるか、少ないとみるかは別ですが、確実に新規就農が、そういった方に来ていただいているという、また実績でもございます。

併せまして、農地は一番基盤となるものでありますから、農業生産基盤、環境基盤を整えていくことは大事だと思っております。

過日、叶津の集会施設におきまして座談会させていただきました、叶津集落、八木沢集落、入叶津からもおみえになりまして、その中でも圃場整備の推進の話、意見ございました。ので、その地図の作成について、どうしたらいいのかとか、そういった具体的なご質問もございましたし、もっと言えば、そういった機械、様々な作業する機械を講習できないでしょうか。もっと学んで、草刈り機械はもとより、もう少し違った、例えば、もう少し上の機械といたしますか、そういったものも技術を習得したいという話もありました。非常に意欲的な方がいらっしゃいました。ので、そういった意味では本当に、まだまだ期待させていただいてもいいのかなというふうに思っております。

ですので、今後、叶津はじめ、現在、圃場整備、過去には叶津は一反歩の田んぼだということで、当時、小川が寄せ田の頃、叶津は一反歩で広い田んぼだというふうに聞いてましたが、それもやっぱり時代の流れで、今、一反歩が広いとは、まず言わなくなりましたけど。そういった意味でまた圃場整備をやる時代、時代といたしますか、めぐってきたんだなということを考え深く思いますが、そういったことは取り組んでいきたいというふうに思います。

あとは、お米につきましては、本当に基幹、日本人として、一番本当に根底をなす食料でありまして、その作付けも大事でありますし、今、GAPですか、いろんなことで、その認証といたしますか、第三者から見ても、その付加価値を上げるという制度もありますので、そういったことで付加価値を上げていくということもございます。ただ、消費拡大については如何せん、なかなか、人口減少と相まって、消費が停滞傾向にあるということは既にご案内

のとおりでございます。

それから考えられるのがまあ、ふるさと納税の、現在も使わせていただいておりますが、ふるさと納税の産品として使わせていただくとか、ございます。あと一方で稲作だけでなく畑作ということに舵を切らせていただければ、今、代表的なものは南郷トマトだと思えますが、それ以外にもアスパラ等様々ございますが、そういった作物を、先ほども申し上げましたが、例えば具体的に、季の郷湯ら里のほうで、そういった地元の畑作のものを使いたいと思っても、なかなか手に入らない状況が今ありますので、そういったのを、何を作ってほしいのか。その集荷はどうするのか。あとは国のほうは大規模農家に舵を切った方策ですが、やはり只見町の実態を見たときに、小規模でも対象にしようということで、まだまだ補助割合は少ないと思われるかもしれませんが、そういったトラクターとか、そういった農業機械更新するときには、本当に国の制度ではまったく該当しませんが、町ではそういった小規模農家の方も補助の対象にさせていただいておりますので、そういったことはなんとかしてカバーしていきたいという考え方の表れだというふうにご理解をいただきたいと思えます。

併せまして、今後、先般の一般質問で私あの、季の郷湯ら里と会津ただみ振興公社の経営統合の話、急いでやらなければならないという認識を申し述べさせていただきましたが、その後、やはり、私は只見特産という第三セクターの会社がございます。元はご存じのとおり、JAさんの第三セクターでございますが、今は只見町が筆頭になっております。今のところは、やはりあの、大きな会社から受注を受けて、期日までに決まったものを納品するという企業間の信頼関係に基づいて事業活動をなさっていらっしゃいますので、基本的には勿論、それは尊重していかなければならない大事な事業だと思っておりますが、併せて、ずっとそのままでいいのかという課題が残っていると思えますので、先ほどの畑作等に、山菜も入ってくるかもしれませんが、将来のことを考えたときには、やはり、只見町ではどういった作物を作って、それをどこで消費して、ちゃんと買い取って安定的にやっていくんだと。町内でも使うし、販売もするし、もっといえば売り込むしといったものを、自らどういう作物がいいか。どれが土地に合っているか。どういった場所で作ってもらった方がいいか。やはり、そういったことを具体的に考えてやっついていかないと、なかなか自然環境の良さが活かされないままいってしまっていて、出口が見えないというところに入っておそれがありますので、これは今の段階で具体的に申し上げる段階ではありませんが、将来的にはやはり只見特産も含めました、そういった畑作振興を、のシステムをつくっていく必要があるだろうというふうに思

っております。認識だけ申し上げまして、貴重な時間申し訳ございませんでしたが、私からの話とさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） ありがとうございます。

町長、道の駅構想もお持ちです。先般オープンした福島の道の駅行かれたことあるかどうか分かりませんが、すごい人ですね、たぶん、桃のシーズンもあるんだと思いますが、そして、大峠が今通れないという事実があるのかもしれませんが。それにしても、買い物するのに1時間で買えるかどうか、ぐらいの行列でありました。まあ、曜日も曜日だったのかなと思いますが、とにかく農産物の品ぞろえがすごい。ほとんど農産物です。で、あれだけの人が買いに来る道の駅。こんなのは、素晴らしい道の駅があったんだなというふうに、オープンしたばかりではございますけども、やはり、大変な道の駅でございましたし、まあ、それと同じようにとはいきませんかかもしれませんが、やはりこれだけの農地が、猫の額とはいいながら、あるわけですから、やはりその辺は、できるものを作って、なるだけ只見の特産品、隣の赤カボチャではありませんけども、何がどうなるかわかりません。なので、そのような有効活用、それから特産のお話もいただきました。是非、実現させていただきたいと思えます。

以上です。終わります。

○議長（大塚純一郎君） 答弁は。今の件について。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 具体的なご提案含めた農業振興策の一般質問ありがとうございました。

実はこれ、JAさんの会津17市町村長のトップセールスというのが7月末でしたか、東京で2日間にわたってありまして、私も行ってまいりました。豊洲市場と、あとは大田市場ですか、トマト・アスパラを中心とした野菜類と、あとは花、花卉の市場にそれぞれ行ってきまして、それぞれ市場の会社の方から、多くの方からコメントいただきました。ので、本当に、特に南郷トマトについては品質が高いし、もう、どんどん出荷してくださいと。もう売り場を確保しておきますということでした。ただあの、生産者によって、その品質格差があるので、併せてその品質格差があんまり開かないように底上げを図ってくださいという注文もありました。

あともう一つは、情報です。やっぱり。いっぱい売り場面積を確保しておいたら、急に、

そこまで出せませんというふうになると、全部今度変えなくちゃいけないんで、大変な作業になると。それは、その日になってわかることではないんで、前もって常に、今日はこうだ、明日はこうだ、そこまでいかななくても、タイムリーな時にその状況を教えてもらえば、計画どおりに納めてもらえるのか。いや、今年はちょっと天候が悪くてとか、成長が遅くて、なるのかということでした。ですから、私、その中で、情報の話ありましたので、私、手を挙げて質問しまして、それを行政に対するご質問ですか、JAに対するご質問ですか、どこですかって聞いたら、JAに対する質問ですということでもJAさんが答えましたが、やはり、そういった情報、せっかく売り場を確保しているのに、いくらいくら出そうと思っているのに、ギリギリになって出せませんということになってしまうと困るんで、そうなりそうだったら、もう早め早めに情報下さいと。具体的にということ市場の会社の方から言われました。そして、あとは県の関係者の方が、それ以外に、市場について別な作物を提供、何をしたらいいでしょうかという質問なされましたが、会社の方は、トマト、南郷トマトが今これだけ売れているわけですから、今はあんまりほかのことを考えないで、南郷トマトをしっかりと、数いっぱい出してもらって、その生産者の品質格差をなくしてほしいと、少なくしてほしいと、それに尽きますということを改めて言われました。ですから、市場の会社の方はそういう認識でいらっしゃいます。ので、あと併せまして、それを只見町に置き換えたときに、やはり、お米も勿論、大事ですから、そういったこともあります。たまたま今、ここに、SDGsバッジ、私付けてますが、これはあの、先日までは中学生が作ったブナのやつ作ってますが、これはあの、ライスレジンという会社の半分以上はお米でできているSDGsバッジです。そういった会社もありますので、いろんな提案といいますか、研究・検討はこれからもできるんでないかなと思います。ので、少し長くなって申し訳ありませんが、中野議員のご提案をしっかり踏まえまして、検討をしていきたいと思っておりますし、併せて、なんといっても行政は支援とか助成とか、あと議会の皆様のご理解を得た制度設計でありますので、やはりその生産意欲、生産者のほうが、こういったことを作ってみたいが、どうだろう。これをやるけど、この圃場では狭くてだめだとかって、その生産者の意欲喚起といえますか、諦められないで、意欲喚起のほうを、中野議員先頭に立っていただいて、いろんな生産意欲の喚起につきましても、いろいろお力添えを賜れば、大変ありがたいと思っておりますので、引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

大変ありがとうございます。

○5番（中野大徳君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（大塚純一郎君） これで、5番、中野大徳君の一般質問は終了しました。

以上で、一般質問は全て終了しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） それでは、議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律。この施行に伴いまして育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、また非常勤職員の子が1歳以降の育児休業を取得する場合の柔軟化というようなことが法改正の中でされてございます。

この改正に伴いまして、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定されております条例で定める部分について、今般、町の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正させていただくものでございます。

お配りをしました資料、新旧対照表のほうでご説明をさせていただきたいと思います。

まず第2条の第4号、アでございますが、ここの部分で、子の出生後、非常勤職員ですね、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和について定めているものでございます。



非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6ヶ月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、今回、出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和をさせていただくというものでございます。

第2条の第4号、イでございますけれども、これについては、改正前のイを、改正後の（ア）と（イ）に振り分ける内容でございますが、これにつきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化ということで、育児休業の取得要件を確認しない場合等の要件を緩和するものです。改正前のイが、改正後のイの（ア）になります。改正前のウ、次ページになりますが、これが改正後の（イ）になるものです。文言の整理をさせていただいている内容でございます。

続きまして、2ページの中段でございます。第2条の3の第3号、アですね。ここにつきましては、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子の1歳6ヶ月到達日までとする要件について、夫婦交代等で取得する場合の柔軟な対応を設けるものということで改正をさせていただくものでございます。

次のページ、3ページになります。同じく第2条の3の第3号、イにつきましては、改正前のアがイになってございます。で、改正後のエでございますけれども、これについては、要件に非常勤職員の子が1歳到達日後の期間において、ア・イ・ウの条件に該当して、且つ育児休業をしたことがない場合という部分を追加をさせていただくものでございます。

続きまして、第2条の4でございますけれども、これについては2歳まで育児休業を延長、取得する要件について、前条の第2条の3と同様に定めをさせていただく内容でございます。

4ページ、次のページご覧いただきたいと思っております。改正後の第3条第5号でございますけれども、これについては、改正前ですね、申し訳ありません、改正前の第3条第5号。これについては、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別事情に関しまして、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定になってございますが、この部分は削除させていただいているというものです。

以下の号を繰り上げてございます。

で、改正後の7号になりますけれども、改正前の8号でございますが、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事業に関しまして、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整理されているということです。書いてある内容はほぼ同じ

なのですが、若干あの、法改正に伴いまして文言の整理をさせていただいているということでご理解いただければと思います。

その下、改正後の第3条の2でございますが、これは改正前の第2条の5が移動してきているというものでございます。

最後、第9条になりますが、第9条の第6号、最後のページになりますが、これにつきましては先ほど第3条第5号において育児休業等計画書を削除するというので、育児短時間勤務計画書というものに変更して、短時間勤務の場合の育児休業について規定をさせていただくものでございます。

施行につきましては、令和4年10月1日からの施行ということで今般改正をさせていただくものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） （マイクなしで発言 聴き取り不能） ……と思いますが、聞き忘れたん  
でお伺いします。

ここでいう職員の、ここでいう非常勤の職員というのは、いわゆる一般職の非常勤であつて、会計年度職員を指すのですか。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） ここでいう非常勤職員というのは会計年度任用職員も含まれます。  
を指しております。会計年度任用職員です。

○7番（酒井右一君） それ以外は… （マイクなしで発言 聴き取り不能）

○総務課長（増田栄助君） はい。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 会計年度職員を指すという明言ではありますが、会計年度の1項、2項の両方含むということと、それから、その他の非常勤職員というのもいるわけですが、これは特別職を除いているわけですから、その他というのは常勤でない、会計年度職員でない職員はこれに含まれないということですね。ここではっきり。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 会計年度任用職員1号、2号、フルの方とパートの方。これは両方含みます。で、それ以外の非常勤職員、非常勤特別職。これは勿論含みません。で、またそれ以外の非常勤職員について、今、私、ちょっと、はっきり記憶で、これが該当するといふものが、ちょっと思いつかないんですが…

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○総務課長（増田栄助君） よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第51号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第3、議案第52号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第52号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

只見町集会施設設置条例の一部を次のように改正するものです。

別表中、榎戸多目的研修集会施設を榎戸集会施設に、榎戸字寺田307番地を榎戸字上ミ方8番地に改めるもので、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

この条例の改正につきましては、榎戸集会施設新築に伴いまして、施設名、所在地を改めるものでございます。

条例に掲げられている別表でございますけれども、各地区に所在をしております集会施設の名称、さらには位置を記載しておるものでございまして、その部分について今回、榎戸集会施設に改める内容でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第52号 只見町集会施設設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第4、議案第53号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第53号 只見町公の施設における指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1といたしまして、指定管理者を指定する只見町集会施設でございますが、施設の名称につきましては檜戸集会施設、先ほど議決いただいた集会施設でございます。施設の位置としましては、只見町大字檜戸字上ミ方8番地。指定管理者となる団体でございますが、只見町大字檜戸。名称として檜戸区。代表者、区長、横山守也さんでございます。

2としましては、指定管理者として管理を行わせる期間でございますが、議決の翌日から令和8年3月31日までということで、既に指定管理の指定をしている施設と周期を合わせる形での期間ということでご理解をいただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第53号 只見町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決  
するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第5、議案第54号 町道の廃止についてを議題と  
いたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 資料の配付を許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 議案第54号 町道路線の廃止についてご説明を申し上げます。

道路法第10条第1項の規定に基づき、町道を次のとおり廃止したいものです。

路線番号、1264。路線名、駅前・只小線。起点、大字只見字上ノ原1823番地先。

終点、大字只見字上ノ原1740-1番地先でございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。

今回、廃止をしたい町道でございますが、この図面、地図の中の上段のほうに只見駅が、  
少し小さくて見づらくて大変申し訳ございませんが、只見駅がございます。左手に県道只見  
停車場線がございまして、そこを起点といたしまして、塗りつぶしされているところが今回

の廃止したい町道でございまして、町道本宮2号線、只見自工の前のところから山側に繋がっている町道に繋がっている路線というようなこととございまして、延長としましては、127.7メートルというようなことで、幅員については記載のとおり4.99から5.11メートルというような状況になってございます。

今回、町道を廃止したい、今回の町道の廃止につきましては、駅前広場の整備に関連して実施をしたいというようなものでございます。本町道につきましては、議員ご承知のとおり、従前から外側線を明示しておるような町道ではございませんで、広場と一体化していた内容でございます。町道をこのまま残すことによりまして、広場内に道交法が適法されましてイベント等で利用する際に、その都度、許可を受ける必要が伴ってくるというようなことで今回、町道を廃止したいものでございます。管理といたしましては、今後も廃止する前同様、管理をしていくというようなことで考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

よろしいですか

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第54号 町道の廃止については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第6、議案第55号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） では、議案第55号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

まず第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,558万8,000円を追加させていただき、歳入歳出の総額をそれぞれ61億4,847万5,000円とするものでございます。

第2項におきまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額については第1表 歳入歳出予算補正に示させていただきます。

第2条としまして、債務負担行為の追加を第2表としてお願いをしております。

第3条でございますが、地方債の変更について第3表のほうでお願いしております。

おめくりをいただきまして、1ページでございます。

第1表の歳入でございますが、今回の補正におきましては、町税から次のページ、町債まで、合わせまして補正額2億1,558万8,000円ということでお願いをしております。大きなものについては地方交付税となっております。

歳入でございますが、これにつきましても総務費から次ページの予備費までで補正をお願いしております。合計で2億1,558万8,000円となっております。

5ページでございますが、第2表 債務負担行為補正ということで、今般、只見町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託料につきまして、期間を5年度までということで限度額638万円の追加をさせていただいております。

6ページご覧いただきたいと思っております。第3表 地方債補正ということで、今回、過疎対策事業の限度額について補正をさせていただいております。

次のページから事項別明細書になります。



ちょっと飛ばさせていただき、9ページからご説明申し上げたいと思います。

歳入でございます。

町税につきましては、個人町民税につきまして賦課確定に伴いまして、今回、増額補正をお願いしております。

地方交付税でございますが、普通交付税につきまして交付額の決定によりまして今回2億3,971万9,000円ということで補正を増額させていただきました。これに伴いまして、交付額につきましては総額で普通交付税で27億3,971万9,000円となったところでございます。

分担金及び負担金、土木費分担金でございます。これについては集会施設整備事業分担金ということで、檜戸地区の外構工事に係る分担金を増額させていただいております。

国庫支出金でございますが、衛生費の国庫負担金ということで、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金ということで、オミクロン株に対応したワクチン接種に係る負担金の増額でございます。

次、10ページでございますが、国庫補助金になります。総務費につきましては新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金ということで7,448万9,000円ということでございます。民生費の国庫補助金につきましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金ということで、事業費700万円と、併せまして事務費45万円ということで計上させていただいております。衛生費の国庫補助金につきましては、これにつきましても新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金ということで、オミクロン株に対応するワクチン接種の体制確保に係る補助金ということで926万4,000円増額させていただきました。次の教育費国庫補助金でございます。スクールバスの購入費について、今般、補助がついたということで増額をさせていただいております。

続きまして県支出金でございます。総務費の県補助金、土地利用規制対策費については交付額の決定に伴いまして若干減額をさせていただいております。あと民生費の県補助金でございますが、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業補助金ということで、これについては3,500円の660世帯分を計上させていただいております。農林水産業費の県補助金でございますが、肥料高騰緊急対策事業補助金ということで、これについては稲作及び転換作物等への、対する補助ということでございます。

次のページ、県委託金でございます。総務費の県委託金、うつくしま権限移譲交付金とい

うことで、これにつきましては有害鳥獣関係の事務費の増に伴う委託金の増ということでございます。

あと森林等の売払収入でございますが、森林整備センターの分収林の増額の販売収入ということで今般164万7,000円ほど増額になってございます。

繰入金の基金繰入金につきましては、減債基金及び地域振興基金については繰入の減額をさせていただいております。森林環境基金につきましては、事業費の変更に伴いまして若干増額をさせていただいているものでございます。

特別会計については、介護保険事業からのシステム改修分の繰入になります。

12ページ、過年度収入におきましては、それぞれ児童手当及び低所得者の保険料軽減負担金また自立支援給付費等の負担金ということで、過年度分の国庫及び県費の精算に伴う増額となっております。

町債でございますが、過疎対策事業債につきましては集会施設整備事業ということで、檜戸の外構工事。あとスクールバス整備につきましては補助金の増額に伴いまして起債のほうは減額をさせていただくということで整理をさせていただきました。

続きまして、歳出でございます。

総務費の一般管理費でございます。社会保険料、計上になってございます。今回、提案理由の説明書の説明の中でも町長申し上げましたが、地方公務員等共済組合法の改正に伴いまして、これまで社会保険、協会けんぽに加入していた会計年度任用職員につきましては、共済組合法の適用になりまして、短期給付あと福祉事業の部分については、そちらが適用になるというようなことで、職員共済費のほうへ若干、予算の振替をさせていただいている部分がございます。一般管理費につきましては、会計年度任用職員の社会保険料同額になってございますが、これあの、対象職員等の増によりまして増額をさせていただいているというものでございます。あと工事請負費でございますが、施設改良工事ということで、これにつきましては町下庁舎の屋根と申しますか、つらら対策のために、電熱線を上のところに付ける工事をさせていただくということで135万6,000円を計上させていただきました。あと管理用備品につきましては、駅前庁舎のストーブ、あと併せましてプロジェクターを投影するスクリーンですね、これの大きなものをちょっと今回購入させていただきたいということで計上させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 続きますして、6番、企画費となります。

4の共済費につきましては、先ほど申し上げました法改正に基づくものでございます。12委託料517万円でございます。一つ目、地域活性化企業人提案事業委託料でございます。77万円につきましては、総務省の総務活性化企業人制度で只見町のPR全般を行っていただいております企業人の方からの提案によりまして、只見中学校でプログラミング授業を行いました。その中で子供達からの提案授業ということで、町を紹介するサイトを構築したいということで、プログラミング授業の一環で子供達が只見町を紹介するホームページを作成するための費用となっております。その下、薪ボイラー事業化全体設計業務委託料につきましては、先般の全員協議会でもご説明をさせていただきました薪ボイラー事業に係る各施設の薪ボイラー導入に係る設備設計、それから運転計画、配置図。併せまして薪ステーションの整備計画の全体的な概要策定に伴います委託料でございます。

7目、ユネスコエコパーク推進費の共済費、その下、8目のブナセンター費の共済費につきましては先ほどの説明のとおりでございます。一枚めくっていただきまして14ページ目に入ります。11の役務費、手数料3,000円でございますが、これまで使用しておりましたドローンの機体の個体の識別番号の法制化が施行されまして、それぞれ機体の申請をしなければいけなくなりました。その申請のための手数料でございます。12番、委託料45万9,000円、害虫駆除委託料につきましてははふるさと館田子倉でシロアリの発生が確認されましたので、その駆除のための委託料でございます。17番、備品購入費、管理用備品5万円となっております。こちらは先ほどご説明させていただきましたドローンに機体の識別番号の発信機を付けるための発信機の備品の購入代となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 続きますして、情報システム管理費でございます。修繕料につきましては情報システム機器、パソコン等の修繕に不足が生じておりますので10万円ほど増額をさせていただいております。備品購入費につきましても、パソコンに古くなったもの、老朽化したものがありまして、1台購入をさせていただきたいということで追加をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、馬場一義君。

○振興センター長（馬場一義君） まず3振興センターともに法改正に伴う職員共済費の補正

をお願いしてございます。

それから、只見振興センター費におきましては電気料の不足が見込まれるということで4万円の計上をお願いしております。

明和振興センター費、修繕料であります。公用車分25万円の計上をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 15ページになります。中段でございます。賦課徴収費のほうの、まず委託料で税システム改修業務委託料でございますが、これはあの、税システムの改修費の概算につきましては当初予算でとらせていただいていたのですが、改修の全体額が確定しましたので、その差額分をご提案させていただいたところでございます。続きまして、徴税還付金のほうでございますが、今後の還付額に対応するため、不足が生じないために補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 民生費です。民生費の社会福祉総務費です。需用費につきましては消耗品ですけれども、子育て世帯等臨時特別支援事業費の事務費でございます。役務費は通信費、手数料でございますが、こちらのほう、子育て世帯等の臨時特別支援事業費に関するものと、物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援事業によるものでございます。委託料につきましては子育て世帯等臨時特別支援に関するシステム改修。下の扶助費になりますけれども、次ページをご覧くださいと思います。物価高騰対応生活困窮世帯緊急支援給付金で7,000円掛ける660世帯分で462万円のお願いするものでございます。

続いて、4目の障がい者福祉費でございます。1報酬、そして8旅費、そして10の需要費。需用費は燃料費でございますけれども、こちら人工透析を行って、その人工透析の送迎を町で行っておりますけれども、月・水・金と行っておりますけれども、利用者増が見込まれるため、火・木・土の運行をするための予算措置でございます。続いて、22の償還金利子及び割引料につきましては令和3年度実績に伴う返還金になってございます。

続いて、下段の介護保険料であります。こちらのほう、介護保険事業特別会計操出金でございまして84万1,000円あります。それぞれシステム改修、それから認定審査会負担金等ございます。

続いて、17ページになります。児童福祉費でございます。児童福祉総務費であります。負担金、補助金でございますけれども、一時預かりサービスをおこなっております。こもりっこということで行っておりますけれども、このこもりっこを支援していただく方、これまで30分300円で子どもの面倒を看てもらいましたけれども、放課後こどもクラブですか、そちらのほうと同じような単価でお願いしたいということで、30分500円ということで、看ていただく方の、ちょっと今少ないものでありますので、そちらのほう充実するためにそういうことをお願いしたいものでございます。続いて、22の償還金、利子及び割引料でございますけれども、令和3年度実績による子ども・子育て支援交付金の返還金でございます。

その下の下段の保育所費でございますけれども、共済費につきましては制度改正に伴うものでございます。

17ページ下段の衛生費になります。衛生費、保健衛生総務費でありますけれども、償還金は養育医療給付金返還金は令和3年度の精算によるものでございます。

予防費であります。こちらのほう、オミクロン株対応のワクチン接種に関するものでありまして、報酬、職員手当についてはワクチン接種に伴うものであります。共済費につきましては制度移行によるものであります。次のページですけれども、18ページ、旅費も同様でございます。10月からを予定しております、さつき町長答弁にもありましたけれども、10月から、12歳から60歳の基礎疾患のない方を対象にオミクロン株接種を診療所の医師の協力の下、行いたいというふうに考えてございます。そして、10番の需要費でありますけれども、接種に関する需要費70万と、抗原検査キットでありますけれども、1,000個分を計上するものでございます。抗原検査キットにつきましては、福島県でも配付しております。福島県においては濃厚接触者、あるいは重症化リスクの見込まれる症状のある方ということで制限をしております。その他、無料での検査も行っているわけでありまして、この近辺ですと古町薬局ということになります。そういったところに行けない方について、検査をしたいという方について便宜を図るために、今回、このような措置をとるものでございますのでご理解いただきたいと思います。11役務費についてはワクチン接種に関するものでございます。12の委託料につきましても、今回のオミクロン株の接種に関するものであります。下段のほうにいきますと送迎車ということで、ゆきんこタクシーを運行していただくと。今回、今の段階での考えているところだと、主に土曜日、10月から土曜日

で、途中あの、5ヶ月経ってない方とかおりますので、10月から11月までぐらいに接種をしていって、また4回目接種をされた高齢者のうち60歳以上の方と基礎疾患のある方については、12月ぐらいから接種をしていくということで、詳細についてはおしらせばん等でお知らせしたいと思います。

続いて、下の環境衛生費については制度改正に伴うものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 19ページになります。款の6、農林水産業費でございますが、3目、農業振興費、共済費につきましては制度移行に伴うものでございます。18節の補助金、肥料高騰緊急対策事業補助金でございますが、肥料原料価格高騰の影響を受けております稲作経営体等への支援事業ということでございます。具体的には一般質問でもございましたが、令和3年から令和4年の春作付けに使用した肥料価格の上昇分、3分の1程度となる水稻が10アールあたり500円、転換作物が10アールあたり1,500円を県が実施する事業がございまして、そこに町がそれぞれ1,000円上乗せ支援をするものでございまして、水稻自家消費相当分10アールを除いた面積に、10アールあたり合計で水稻が1,500円、転換作物10アールあたり2,500円を支援する内容でございます。655万1,000円をお願いしてございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、4目、山村振興費であります。需用費といたしまして消耗品費12万5,000円ほどの増額でございますが、こちらにつきましては森林の分校ふざわにおきまして、冬期間の魅力の強化、誘客強化を図るため、客室1室に小型テント、またランタン、ハンモック等を配置をしまして、室内でキャンプの雰囲気を経験できる体制整備を図りたいというものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 7目、農地費でございます。18補助金でございます。土地改良区運営補助金1,133万8,000円でございますが、こちらにつきましては圃場整備事業の新規地区における地形図作成業務の委託費として補助金を交付したいものでございまして、対象が叶津・八木沢地区、44.3ヘクタールを想定してございます。元々はですね、令和5年実施を予定をしておったものですが、圃場整備の事業スケジュールのほうが変更になりまして、調査1年目までに整備が必須となったということで、来年、調査1年目を目指

しておりますので、このタイミングで補正となりましたこと、ご理解いただきたいと思えます。続きまして、農業施設整備事業集落補助金225万8,000円でございますが、早急に対応すべき事業等といたしまして、塩沢の上田堰の修繕工事、さらには叶津の用排水路の改良工事について補助金を交付したい内容でございます。操出金でございます。集落排水事業特別会計操出金、不明水処理費16万円でございますが、操出ルールに基づいて操出をしたいものでございます。

項の2、林業費でございます。林業総務費。こちら共済費でございますが、制度移行に伴うものでございます。

2目の林業振興費でございますが、森林整備委託料、森林環境譲与税の事業でございますけれども400万円の減額でございます。こちらにつきましては、薪ボイラー事業化の全体設計の増に伴いましての減額も一つあるんですけれども、例年の事業料等を踏まえまして執行残見込みを今回減額をさせていただきたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 続きまして、おめくりいただきまして20ページでございます。上段、商工費の2目、商工振興費であります。委託料4,250万円の増額をお願いしております。町内利用商品券発行事業の委託料でございます。こちらにつきましては一般質問でも若干触れさせていただきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によります需要減退の影響を受けております町内観光商工事業者等の支援ということで、現行プレミアム商品券の利用期限に合わせまして、町内事業者限定で使用できる商品券。これは町民一人あたり1万円ということで設定をさせていただいておりますが、これを全町民に配布をさせていただいて、消費喚起によります商業活性化また町民生活の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

3目、観光費であります。共済費であります。こちらは制度移行に伴うものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 20ページの中ほど、款の8、土木費でございます。1の土木総務費でございますけれども、職員共済費、社会保険料等については制度移行等々に関係する増額でございます。

2目の道路維持費でございます。共済費につきましては同じく制度移行に伴うもの。10

の需要費、消耗品費 142万5,000円につきましてはロータリー除雪車のタイヤ代として購入をしたいものでございます。12節の委託料でございます。道路維持管理業務委託料ということで400万お願いしてございます。多雪によりまして除雪作業の増に伴い、路面損傷が通年より非常に多いということで、補修費の不足が見込まれるため、今回お願いをしたいものでございます。

4目の道路新設改良費でございます。工事請負費、町道改良工事として400万円をお願いしたいものです。こちらにつきましては町道只見湖・館ノ川線の事業、既に発注済みでございますが、当初設計時よりも法面の崩落が進んでおるといようなことで、追加施工が必要になったことから、今回増額をお願いするものでございます。

項の4、住宅費。1目の住宅管理費でございます。工事請負費、公営住宅改修等工事230万円の増をお願いしたいものでございます。こちらにつきましては上ノ原団地の解体工事ということで、場所としましては只見小学校の校庭の上側、只見川の上流側というんでしょうか、に設置されているものでございますが、木造の2階建てで、1棟1戸でございますけれども、元々は一戸建てが3棟並んで建っていたところでございますけれども、2棟につきましては平成26年に既に撤去しておるものでございます。一番奥にありました住宅を今回、解体をしたいというものでございます。こちらについては入居者があって解体をしていなかったということでございますけれども、非常にここの住宅地、道路が狭いため、除雪車が入れないような行き止まりの場所で、入居者及び管理としてなかなか非常に困難であるということで、今回解体をしたいものでございます。

5項のまちづくり事業費でございます。1集会施設整備費。こちらにつきましては集会施設の外構工事ということで、こちら檜戸集会施設の外構工事を実施をしたいというふうなものでございます。内容としましては、集会施設の荒井原に続く町道部分についての周辺について、主に舗装工事等々を実施をしたい内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） 町民生活課長、横山伸成君。

○町民生活課長（横山伸成君） 1ページおめぐりいただきまして22ページ、上段の非常備消防総務費でございます。簡易水道特会への操出金ということで、消火栓の工事費。これにつきましては下福井の久保田地内の消火栓1基、支柱漏水等してございますので1基分の工事費になってございます。その分の操出金でございます。

続きまして、2目、常備消防総務費でございます。広域市町村圏組合の負担金の減額でご



ございますが、これにつきましては救急自動車と、あと資機材等の購入が終わりまして、その分の請差分ということで減額をさせていただきたいものでございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 続きますして、教育費になります。

1 項、教育総務費。2 目、事務局費でございます。まずはじめに共済費でございますが、こちらは制度移行に関するものでございます。1 1 の役務費、手数料、住宅手数料 1 0 万円の増額でございますが、こちらのほうは教員住宅の退去の折に清掃を業者へ依頼しております。その費用に不足が見込まれますので今回増額をお願いするものでございます。1 4 節、工事請負費でございますが、1 7 8 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。こちらにつきましては原教員住宅の車庫の塗装が劣化しておりまして、剥がれ落ちてくるということがございましたので、今回、塗装を剥がす工事を行いたいというものと、車庫裏側に入り口を設置しまして玄関との距離を短くすることによって、冬期間の通行を改善するという工事の費用になっております。

続いて、3 目、スクールバス運行費でございます。こちらは 1 7 4 万 5, 0 0 0 円の減額となっておりますが、こちらにつきましては請差による減額でございます。

5 目、奥会津学習センター費でございます。共済費については制度移行に関するものでございます。2 3 ページにまいりまして需用費、修繕料 1 0 0 万円でございますが、こちらにつきましては階段、それから玄関の手すりの設置費 5 8 万、それから予備費ということで、予備費を含んだもので今回増額をさせていただきたいというものでございます。1 2 節の委託料 8 1 万 2, 0 0 0 円の増額でございますが、こちらにつきましては必要な人材確保が困難なことから、厨房業務に係る、これまで個人に委託をしておりました栄養管理、献立、それから食材発注業務、そういったものを含めまして厨房業務として専門業者へ委託をしたいというものでございます。続きますして、1 7 節、備品購入費ですが、こちらは 1 6 万 8, 0 0 0 円の増額になっております。こちらにつきましては奥会津学習センターの事務室で使用しておりますパソコンが 8 年経過しまして、その、今回更新をさせていただくものでございます。

続きますして、2 項、小学校費。1 目の学校管理費、2 目の教育振興費につきましては共済費に関するものでございます。

2 4 ページにまいりまして、3 項、中学校費につきましても、1 目、学校管理費、2 目、

教育振興費につきましては共済費に係るものでございます。

4項、社会教育費。1目、社会教育総務費でございますが、こちらも共済費はご覧のとおりとなっております。18節、負担金、補助及び交付金70万円の増額となっております。こちらにつきましては警女、映画の警女GOZEを上映するために実行委員会へ補助を行うものでございます。なお、季の郷湯ら里におきまして11月に上映会のほうを実施したいという予定でございます。

3目の文化財保護費につきましても共済費のみのものでございます。

4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費でございます。1報酬ですが、こちらはただみ・モノとくらしのミュージアム館長、30万円の増額となっております。こちらにつきましては本年度、立ち上げということもございましたので、館長の業務も多くございましたので、不足の見込みがありますので今回増額をさせていただくものでございます。共済費につきましては以上のとおりです。続いて、10節の需要費です。消耗品費7万円の増額ですが、こちらは国道からの入り口、それから駐車場から玄関への入り口の看板を設置するものでございます。印刷製本費44万円につきましては企画展のパネルを作成するための費用でございます。11節、役務費でございますが、9万4,000円の増額です。こちらにつきましては現在所有しておりますビデオテープをデジタル化を図りまして、保存、活用をするための費用になってございます。

続きまして、5項、保健体育費でございます。2目、体育施設費、需要費の修繕料40万円の増額でございますが、こちらにつきましては亀岡にございます多目的広場内にあります栈橋のほうがちよっと修繕が必要ということと、今後の不足の見込みがございますので40万円の補正をお願いしたいものでございます。

3目の給食センター費につきましては、特定財源、財源の内訳の変更によるものです。

教育費につきましては以上です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 12款、公債費でございます。元金。長期債の償還元金でございますが、今般、5,638万4,000円、繰り上げ償還をさせていただくということで増額をさせていただいております。

26ページ、予備費でございますが、2,085万1,000円を増額させていただいて予算を調整させていただきました。

27ページ以降につきましては給与費明細書となっておりますのでご覧いただきたいと思ひます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

ここで、暫時、休議いたします。

再開を3時20分といたします。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時18分

○議長（大塚純一郎君） それでは、皆さんお揃いですので、時間前ですが会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 2点ほどお伺ひしたいと思ひます。

13ページ、薪ボイラー事業化全体440万ですが、この委託先を教えてください。

それから16ページ、透析の説明の際、月・水・金のほかに火・木・土ということで、ほぼ1週間ということですが、何名程度になったのか、ちょっとその辺を詳しく説明してください。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） まずはじめに、1点目のほうのご質問に対してお答えさせていただきます。薪ボイラー事業化全体設計業務の委託料につきましては、委託先については今決まったところはありません。予算をいただければプロポーザルという形で公募をさせていただいて、事業所を決定させていただきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 人工透析のご質問ですけれども、現在、月・水・金で5名の方がいらっしゃいます。で、今度新しく火・木・土なんですけれども、今のところ希望ですけれ

ども、今自分で行って、高齢になってまた利用するかもしれないという方もおりますので、現在は5人、月・水・金は5人で、火・木・土は一人から二人ということで、また将来に備えるという意味でもございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 薪ボイラーのほうの委託先がまだ確定されてなくて、この予算が通つたらプロポーザルで決めるということですが、ざっくりでなくて440万という金額を出されているので決まっているのかなと思ったんですが、まあ、いろいろ、その設計、この間、全協で説明された部分でも、盛沢山といいますか、かなりの量があると思いますが、これで大丈夫なのか。それでやってみたら、漏れてる部分があったということでもた、これに関してはいろいろまあ、皆さん、関心があることですので、漏れないようなことにさせていただきたいと思いますのでお聞きしたわけですが、もう一度その辺についてお伺ひしたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 今ほどご指摘をいただきました内容でございますが、この金額の範囲内で、全体設計ということですので、設備の機種を選定とか、配置とか、それからステーションにかかる候補地。それから必要な機材とか、そういった部分は金額の範囲内で、きっちりと漏れないように、全体的な部分の構想をしたいと考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 2点ほどお伺ひします。

1点目は、14ページの只見振興センター費の光熱水費、電気料44万円のアップの予算と、それから23ページの教育費、教育総務費の節12、委託料、栄養管理委託料マイナスと、厨房業務委託料106万2,000円の、この2件ですが、これ、三つの振興センターがあつて、只見振興センターだけ電気料、予算措置を取られてますが、その理由について1点伺ひます。私の記憶だと、只見振興センターだけ、新電力に切り替えた契約しているというような記憶があるんですが、その電気の契約方法で、契約で従前よりも安くなるというようなことがあつたと思うんですが、この間、新電力のほうは様々、電力会社の運用や新電力

が値上げしているというようなテレビの報道がありました。そういうものも含めて、これがこういう形で提案されているのかどうか、この点について伺いたいと思います。

それから、教育総務費のほうは、この間、かなり厨房のほう、委託していて、それでまた教育委員会直轄になったりとか、様々、編纂が、編纂というか、運営自体について変化があったと記憶しているんですが、その流れで、今回はまあ、厨房業務委託での予算計上になっておりますけれども、今後の運営についてもかなり、これでの影響が出てくるものかどうか、その辺について、これからの、3月までじゃなくて、今後の厨房の運営についてどうなっていくのか、見通しも含めてお伺いいたします。

以上、2点です。

○議長（大塚純一郎君） 振興センター長、馬場一義君。

○振興センター長（馬場一義君） 只見振興センター費の電気料でありますけれども、これに関しましては、電気料が高騰しているといった部分が1点と、それから新型コロナ第7波起きる前、春先のそのセンターの利用が元に戻って、普段に近い状態でご使用いただいた関係で使用電力量が増えた。で、また今の時期になりまして、またちょっと、使用できなくなっておりますが、上半期使用料が伸びたということと電気料金の高騰と、そういう内容でございます。

○議長（大塚純一郎君） それでは、総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） 今、3振興センターの電気の契約の件でご質問いただきました。以前は入札を行いまして、新電力を使っていたこともございましたが、今般、令和4年度につきましては、入札を行いましたけれども、応札者が新電力ではなかったと、東北電力1者のみでございましたので、今、契約については東北電力のほうと契約をさせていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 23ページの委託料です。奥会津学習センター費の委託料の件でございますが、現在までの経過を申し上げますと、学習センターの管理、運営につきまして、指定管理者制度により委託、実施しておりましたが、令和2年度に指定管理者の募集を行った結果、募集がないという状況になりまして、現在、令和3年度からは奥会津学習センターの運営委員会に委託をしまして管理、運営をしているところです。

お質しの今後の部分ということにつきましてはですが、先ほど説明申し上げたとおり調理業

務、特に調理業務ですが、なかなか募集しても人が集まらないという状況で、業務が多忙化しておりますので、そういった部分を少しでも軽減できればということで、今回、専門の業者のほうに献立ですとか発注業務のほうをお願いして、少しでも業務が軽減できればなというところで今回の補正をお願いしました。次年度以降ということにつきましても、当然、人を募集するというも行いますが、そういった改善できる部分を検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

○2番（山岸国夫君） 14ページのほうはわかりました。

で、今の教育総務費の関係ですが、これ、厨房業務委託料で、献立などということで、実際に、これ、料理を作るというのは今現在と同じ形態で進めるんですか。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） あくまでも今回の部分につきましては、栄養管理、健康管理という部分をお願いします。で、調理に関しましても若干、発注業務というものがありますが、実際に作られるのは調理員のスタッフの方が調理をするということになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 2番、山岸国夫君。

3回目。

○2番（山岸国夫君） 3回目ですが、これで危惧しているのは、この間あの、こぶし苑や只見ホーム、そしてこぶし苑では診療所の入院患者の食事など、かなり人手の少なさから、冷凍食品を注文しておいて、保存しておいて、それを活用するというような調理方法に変わってきてます。それなりの町も投資をして対応を図ってきました。で、最大の問題は、やっぱりマンパワーだったと思うんですよね。やっぱり人手がないということでニッコクが撤退することになりました。そういう点で、そういう栄養管理もとよりですけども、その調理する人の、いわゆるマンパワーですよね、人手の確保、これをやっぱり安定して進めないと、せっかくのこういう施設、それでほかから只見に来ていただくということ含めてこの施設あるわけですから、そういう点で鑑みて、頑張っていたきたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 教育長、渡部公三君。

○教育長（渡部公三君） 学習センター、山村留学生が住まう寮でございます。食の提供については大変重要な点だというふうに思っておりますし、これまであの、学習センターの食事

に関しては、厨房のほうで4名体制で今、調理業務にあたっていただいております。またあの、中には、こういった個人情報的なこともあります、産休に入るといような方もおるものですから、非常に人手が足りない状況が続いております。そういった中で今年度も二度、調理業務の募集をいたしました、なかなか集まらない状況であります。そういった中で、全てをその今いるスタッフの中で賄うことは大変難しい状況でありますし、今現在も大変多忙化でございます。ほぼ360日近い勤務になりますので、土日ありません。そういった中で、今般あの、専門の業者さんに日頃、毎日食べるその食事の栄養管理、これ栄養士であります、栄養管理、そして献立、そして食材の発注、それら今までやっていたものを今度、専門業者をお願いして、業務の軽減を図っていかうということでもあります。こういったことで少しでも調理業務の人手の解消というか、に繋げて、安定して食の提供、そして労働の維持確保に繋がればということをお願いするものでございます。今後につきましても、人材の確保には努めてまいりたいというふうに考えております。そういった中で今後の山村留学、奥会津学習センターの運営を安定的に進めていきたいというふうにと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 2点ほどお伺いします。

一つは薪ボイラーの事業化全体設計業務委託料に関してなんですが、先般から薪ボイラー関係、いろいろ説明を受けております。それで、当初の資料というか、説明受けた中では、灯油を薪で代替した燃料費の年間削減額ということで、今までの灯油ボイラーを薪ボイラーに置き換えるのかなというふうに理解しておったんですが、先日の全員協議会の資料ですと、既存ボイラーとの併用での、というふうな記載になっておりますが、その辺の考え方についてちょっと確認したいこと。

それからあの、全員協議会で申し上げましたが、整地してからの、いわゆるランニングコスト、運転する際のランニングコスト、それから長期間ずっと使用中には保守点検なり、いろんな部分が必要になってくると思います。やはり、そういうものを明確にしていかなきゃならないと思いますので、それと併せて、今回の設計業務といいますと設備を備えるためにいくらかかるんだ、どういうふうな設計図を作るんだというふうなことばかりじゃなくて、いわゆる森林資源の活用循環モデルということでもありますので、森林資源、間伐材の供給確

保、それから、その辺の流れが一番重要だと思いますので、それを切り離しては薪ボイラーの事業化というのはできないと思いますので、やはり全体像が見えるというふうな設計というか、そういうふうな業務委託の中に是非織り込んでいただいて、これの成果品として全体が見える。で、町内の資源の活用効果、それから、かかるものはかかる。やはりその辺をはっきり見えるような形の成果品を求められるように是非お願いしたいと思います。

あともう1点は、17ページの子ども一時預かりサービス事業利用補助金。今回、単価を300円から500円に上げていただくということなんで、この部分は良かったかと思いますが、今回60万、差額で割りますと結構な時間数になるのかな。で、まあ、現在の利用者数の状況だとか、スタッフの状況について、今の現状について教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） まず1点目の矢沢議員のお質しにお答えいたします。

まずボイラーの既存の分ということで、併用という表記にさせていただきました点について申し上げます。前回の資料では灯油を減らすということで、併用という表記はなかったんですけども、既存のボイラーはやはりバックアップということで、例えば薪ボイラーの定期点検、それからどうしても需要が間に合わない場合、それは相当な人が来た場合とかのためのバックアップのために既存ボイラーは残しておきます。ただ、薪ボイラーが稼働すれば、既存のボイラーはほとんど稼働することがないように、あくまでも並行で燃料を節約していくという考え方のもとでなっておりますので、そういった表記にさせていただきました。説明のほうは私、不十分で申し訳ございませんでした。

それから今回の基本設計全体の設計業務にあたりましては、先ほどお話いただいたランニングコスト、保守点検、これらは機種を選定の段階で出てくるかと思っております。そういった部分もまだ業者も決まっておられませんし、機種も国内メーカーもいくつもある段階でございますので、その中で最適な機種を選んで、最適な設置方法、そういったものをきちんと明らかにしていくことによりまして、循環型のモデル的な部分の構想にかかりますけども、概算の需要費からランニング、そして、そこに調達する薪の量まで、大体の部分については、この設計の中で確認できるかと思っておりますので、そのあたりをしっかりと表して成果品として、また報告書として、ご説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 一時預かりサービス、こもりっこのご質問でありましたが、



今、利用者でありますけれども、ほぼ毎週土曜日、月4回のうち1回は利用されませんが、毎週土曜日に利用される、基本的に利用される方があります。そういったことで、今後の見込みがたっておりますし、またそのほかにも、一時的に、土曜日でなくて、平日、ちょっと預かってほしいという方が、こちらのほうは不定期なんですけれども、最近でそうすね、平均すると、月に、一日一人あるかないかぐらいの状況ですけれども、で、スタッフの状況ですけれども、これが結構あの、今厳しくて10人程度でまわしているんです。それでなんとかあの、スタッフのほうも増やしてすね、このサービス継続できるようにしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 併用でというのは、表記についてはバックアップということで、当然必要かなと思ひます。やはり、課長のほうからありましたけど、こちらから業務委託する場合に入札内容ですか、条件の中に、そういうものを含めながら、ランニングコストとか、そういう部分も含めながら是非お願ひしたい。

それからあと、森林資源の確保、循環モデルの、その仕組みについては、その業務委託の中にちょっとそぐわない部分、そぐわないという言葉あれなんですけど、別個になるかもしれませんが、その分も今度、成果品が出た時に、現在の進捗状況というか、町内のその状況も含めて、その辺も一緒になって見れるような形で成果品が出てきたときに、併せて見える化というか、うまく理解できるような形に是非お願ひしたいと思ひます。

それから、一時預かりサービスのほうなんですけど、毎週土曜日に不定期の方もいらっしゃるということで、年齢は今、最初の質問で聞かなかったんですが、保育所の一時保育ですと、年齢2歳だったかな、保護者の都合とか何かで保育所に入所になってない子どもについては、そういう手当もあると思うんです。ですから、そういうもので、いわゆる対応できない方がこちらのほうのサービス利用されていると思うんですが、なお、参考に、その年齢と、それから一時保育の関係について、もう一度お願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） こもりっこのほうは6ヶ月から預かっております。で、今、定期的に利用されている方は小学生の子どもが2名です。あと、その平日、不定期に利用される方については1歳児ですかね。1歳児になるか・ならないかぐらいの子どもということでもあります。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 森林資源の利活用につきましては、議員のお質しいただいて  
いるところもございます。進捗状況も含めまして、それらについてはしっかりと対応できる  
ような形で、こちらのほうでも資料作成努めたいと思いますので、引き続きご指導のほどよ  
ろしくお願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） 3回目。

4番、矢沢明伸君。

○4番（矢沢明伸君） 薪ボイラーの関係については、今、課長の答弁いただいたように、是  
非、成果品ができたときに全体像が見えるような形で是非お願いしたいと思います。

それから、一時預かりサービスについては、小学生が2名、これについて保育所のほうで  
保育するというのは対象外になるかと思うんですが、もう1名の方は年齢が2歳以上だった  
かな。そういうところで保育所の一時保育に対象にならなかったのかどうか、その辺は細か  
いところわかりませんが、一時預かりサービス事業と、いわゆる保育所の一時保育、その辺  
がうまく連動しながら、利用される方がスムーズに利用できるような体制でお願いしたいと  
思います。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 保育所の一時預かりサービス等は利用できない方ですので、  
それでまあ、こもりっこのほうで、年齢、その方、1歳だと、そうですね、2歳ですから、  
ちょっとできないんですけども、そういったことで、できるだけ今、町で考えているのは、  
多様な子どもの預かりサービスというものを維持して、提供していければというふうに思っ  
ております。今般、保育所の問題もございましてけれども、そういったのもよく議論しながら、  
良い方向に進めていければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大塚純一郎君） ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 2点ほどお伺いします。

21ページの公営住宅改修等工事。これあの、木造の解体工事ということだったんですけ  
れども、説明の中で町道が狭いので除雪に支障があるというお話がありました。これ、解体  
後、町道改良工事を実施されるのかどうか。そして、その時期はいつ頃になるのか。できれ  
ば降雪前に間に合えばいいと思うんですけれども。

あと24ページの社会教育総務費の中の映画警女GOZEの上映会補助金70万円についてお伺いします。これを補助する目的は何なのかということと、この補助して、この上映を補助することによって、町はどのような効果を狙って、今後どのような展開を考えていらっしゃるのか、2点お伺いします。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 住宅を解体後の町道の改良の関係でのお質しだと思います。現地なんですけれども、先ほど申しましたとおり3棟建っていたものが、もう平成26年に2棟解体をしまして一番奥のところが残っているという状況になってございます。その道路でございまして、現状、細いのは細いなんですけれども、そもそも突き抜けられない道路になっておまして、なかなか改良しても現状、利用価値が非常に難しいということでございますので、すぐに道路改良してどうしようかというようなことではなく、今回につきましては、まず住宅を解体し、その後の跡地利用については今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 教育次長、菅家亮君。

○教育次長（菅家 亮君） 映画警女GOZEに関するお質しの件でございますが、こちらのほうは2日開催をいたします。で、1日目につきましては中学生を対象に湯ら里を会場にして観ると。で、2日目につきましては一般の方を対象に観ていただくということになってございます。この警女GOZEに関してですが、これは只見のほうにも縁があるということはお存じだとは思いますが、そういう中で只見町とその警女GOZEの方々の、なんていうんですかね、繋がりでとか、そういった部分、あと只見町民の心の広さとか、そういった部分があるそうなので、そういったものを是非観ていただいて、また違った只見の良さを知っていただければなということですので今回お願いをするものです。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、確認です。解体しても、この現在の除雪がもっとスムーズにできるということは、とりあえずないということで認識してよろしいのでしょうか。解体することによって、雪置き場が増えるというようなことはございますでしょうか。

それとあと警女GOZEのほうなんですけれども、町内向けの上映会を開催するということなんですけれども、これ、観光商工のほうの意味から言って、当町縁の映画でございます。是非ともこういった映画を利用して、町外にですね、県外、国内あたりに、なんとか只見町

というのをPRできればいいのかなというふうに感じていますが、そうした取り組みはされまじうでしょうか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今回解体をしようとしている住宅地のところまでなんですけれども、道路としてはくの字に曲がるような道路になっておりまして、現状、道路が細いものですから、まっすぐロータリーが入って、くの字のところまで行って、そのままバックをして戻っているような除雪の体系となっております。ですので、そこを雪の堆雪場になるかどうかということですが、その住宅地がなくなることによって、その直線部分についての除雪でのロータリーの飛ばし場が増えるというような認識はございますけれども、堆雪場になるかということ、そういった利用になろうかなと、現状は、そのように考えてございます。

○議長（大塚純一郎君） 町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） それでは私のほうから、映画警女GOZEの関係について説明させていただきます。映画警女GOZEは議員ご承知のように、目の見えない方々がいろんな歌とか楽器で、それで過去には、この前、新田沢の話ありましたけど、石伏から来られる時に、檜戸の館ノ山ですか、あっちの館ノ川集落の裏のほうだと思いますけど、山中で夜、先輩警女にこう、御仕置という意味でちょっと置いてこられて、本当に、小林ハルさん、実在される方ですが、その方が本当に、小学生くらいの時に、目の見えない中、夜中、山中に置いてこられたということで、翌朝、檜戸の方が朝、山に行った時にその方を見つけて、そして檜戸で保護されて、その後、いろいろあったようですけど、そういった映画警女GOZEです。只見に縁があります。そして、今般、上映されて海外の賞を四つほど映画賞を受賞されました。その監督が龍澤正治監督という方で、名探偵コナンというアニメご存じだと思いますが、その社長さんです。キッズっていう会社ですが、その社長さんでもいらっしゃいます。そして、今回、その、やっぱり教育的な要素もあるということで、教育委員会のほうに、今回予算提案させていただいて、翌日は一般の方にといい、社会的・教育的の意味からもそのような予算計上になってます。あと、龍澤監督は今後、そういったことで只見町を様々な形で応援していきたいというふうに、ありがたいことにおっしゃっていただいておりますので、まさに議員おっしゃるようにお力をお借りして、八十里繋がりでもありますので、こっちは六十里ですか、いろんな八十里のこともありますので、龍澤監督との親交を深めるという意味

からも、只見町を発信していただければいいなと思ってますので、是非ご理解を賜りたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非ですね、今、町長おっしゃったように、八十里はこの間、峠で河合継之助という物語が一つあります。そして今回、六十里ということで、この警女GOZEも大変なPR材料になると思います。そしてやっぱりそういった歴史、文化のある街道として昔からあったんだということを、この町を訪れた方がわかるような形で、その記録として残せるような形になれば良いのかなと思いますので、是非ご尽力願います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 19ページの肥料高騰の対策の補助金なんですが、これは今回、春の16パーセント上昇分に対して3分の1程度補助したいという説明でした。それに町が1,000円上乗せなさるという説明でした。8月の15日の新聞に、肥料高騰対策の政府の指針が出ました。そのタイトルの中には来年、春肥の分も加えて支援対象だというような記事でありました。ということは、これは二段構えでやられるのか。たぶん、政府の指針はそうであったと思います。今度の春肥は春肥でやる予定なのか。それとも、これ1回なのか。今ちょうど、肥料価格が1週間ほど前、10日ほど前ですか、農協さんのほうから値上がりしました。秋の値段です。これは11月には再度、値上がる可能性もあるので、その時にはまた報告したいという農協さんのほうの肥料高騰のお知らせでありました。まあ、16パーセント、どこから計算なさったのか、これは肥料のあれによってまったく全然違います。上がらないものもありますが。これはなかなか、区切りが難しいなと思って、今回の議案の説明で僕は、しかないのかなと思うんですが、その春肥の分。これはどういう予定になってますか。教えてください。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 今回ご提案を申し上げました、令和3年から令和4年にかけての、令和4年の春肥にかけての上昇分、先ほど議員おっしゃったとおり16パーセント上昇しているという、その数値でございますけれども、農林水産省が定める農業物価統計から出された数値を基に県で試算をされた数値、おっしゃるとおりいろいろ、上がるもの、上がらないもの当然ありますけれども、その中で16パーセント平均的に上昇しているものについて

て、その3分の1を県が助成をすると。そこに町が今回、稲作部分については、結果、全額的になりますけれども、1,000円を上乗せすると。転換作物も同じ金額1,000円を上乗せ助成をするというような制度でございます。

併せて、新聞報道でのお話ございました。そちらについては、令和4年から、来年の春肥も含めてですけれども、今年上昇部分について政府が農業政策の中で支援をするというような内容で、そちらのほうについては、化学肥料の使用量の2割低減に取り組む農家の肥料コストの増加分の7割を補填するというような枠組みになってございます。ですので、土壌診断に基づく施肥設計などをして、その中で適正な肥料の購入をして、結局、先ほど申したような化学肥料の使用量の2割低減に取り組む農業者に対して助成をするような仕組みをつくられております。これからあの、そういうものっていうのは、一昨日ですかね、説明会がありまして、担当の者が聞いておりますけれども、今後、農業者のほうには話が進んでいるということで、会津よつば管内ですと、本店といいますか、その方が、その会議に出席をされているということですので、全体的には今後、話が広まってくるのかなというふうには思いますけれども、既に町としましては、農協との、この今回のこういった制度については既に情報共有をしながら進めてまいろうということで、もう既に打ち合わせ等々も進めておるところでございますけれども、この内容、基本的には国の政策に基づいて、令和5年の春肥までの部分については、その制度をお願いしていくというようなことになるわけですが、当然、その通りにその制度で全てがカバーできるとは言えないというふうに考えておりますので、制度の内容をしっかりと見極めながら、町ができる支援はこれから改めて制度構築をして、必要なものがあれば制度構築をして、同様に支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 化学肥料を2割低減する。そして、7割を補助するという新聞報道であった、おっしゃるとおりだと思います。が、2割低減する、例えば普段使っている、例えばですよ、これ、土壌分析をしてもらわないと、そういった対象になるには、これ大変な作業だと思うんですよね。例えば、例えば、これ1例出しますけれども、1反の田んぼに20キロ撒かなければ肥料を、肥料を8割程度しか入れないで、それを2割低減に取り組んだ対象にはなりませんか。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） まだ国の制度ですので、明確に答えられるかどうかはまた別問題ですが、今後2年間で農林水産省が定めるメニューから二つ以上の実施が要件ということになっておりますので、すぐに実施をしなければいけないという内容ではないというふうに聞いております。二日前に説明会があったものですから、詳しく承知をしているわけではございませんけれども、コスト低減に向かって努力をされる農業者を支援をしていくという制度設計になっているということですので、なお、今後、その制度については周知はしてまいりたいと思いますし、過去に同様の、たしか制度が、ちょっと何年前だったか、ちょっと忘れましたが、ございましたので、それも含めまして、今後、町、JA、県、ともに協力しながら、こういった制度がせつかくありますので、努力をされて、そういうものに向かって実施をされようとする方には様々な支援等はしてまいりたいと思います。いずれにしましても、今回の予算に提案をさせていただいているものは、こちら、今ご説明をしている内容ではなくて、3年から4年の春肥での上昇分についての支援ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） 5番、中野大徳君。

○5番（中野大徳君） 今提案されているものはよく理解しました。ただ、前回の新聞記事に春肥も支援対象ということだったので、二段構えなのかなと単純に考えておりましたら、そしたらよく読むと、今おっしゃったような2割低減に取り組むのに、今度、7割を補助するという事ですから、これは農家は非常に今敏感になってますよ。本当に、7割で、そして、例えば農家は、これだけ肥料が上がると、追肥するものも抑えて、のような農家も中にはいらっしゃいます。例えば刈った後、その後に薫腐るような肥料も、もう今年やいやという方も耳に挟みます。そういつて非常に敏感になってますから、そういった情報がもしあの、まだ説明受けたばかりであれば、これはしょうがないですけども、わかり次第教えていただきたいと。予約もありますので。そういうことをお願いしておきます。

以上です。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議員のお質し、よくわかりますので、そういった形で進めてまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

8番、酒井正吉郎君。

○8番（酒井正吉郎君） 先ほどの10番議員に引き続きの質問なんですが、21ページの上ノ原の公営住宅についてです。ここはあの、私も近くにいるものですから、あの惨状を今見てまして、周りの人も、いやいやいやいや、どんでもねえことになっちゃったなど。とんだ無様なことになったなど。管理がなんだってなかったんだなど。もう本当、みんな、残念だなという話になっておりますが、それはそれとして、いかがでしょうか。これ、230万という大きい金額が出てますが、現状で、土地付きで、購入入札してみることはできないでしょうか。まあ、降雪前にきれいにしたいということもあるでしょうが、場合によってはそれが成立する可能性もあるんじゃないかなって、私は感じてはおりますが、そうなれば230万どころでない、マイナス予定価格、土地代は勿論ね、かかりますが、そんなこともあるんじゃないかなってまあ、ちょっと思ったものですから質問します。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 今回、予算をお願いしておるものは、先ほど10番議員にご説明をしたとおり、いわゆる除雪車がその近くまで到達できない場所であります。尚且つ、そこに、3棟整備した住宅の中で手前にあった二つの住宅についても、条件が良かった住宅の部分について、既に、26年ですので、8年ぐらい前ですかね、に既に壊した住宅であります。なかなか、そういった意味で管理も非常に難しい住宅について、そういったことが必要かどうかということもありますし、現状、ご覧になったとおり、なかなか管理が、非常に容易でないところだということで、今回こういった提案をさせていただいたところであります。

○議長（大塚純一郎君） 8番、酒井正吉郎君。

○8番（酒井正吉郎君） 土地付きで、もし購入入札が成立すれば、管理は町から離れますよね。それを承知の上で手を挙げる人もいるんじゃないかと思って質問しております。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 先ほど申し上げましたとおり、除雪路線が行かない、除雪車が到達しない場所です。そういったところ、町が購入して住宅地にするということになりますと、いずれ、そこの町道改良、なかなか難しい、あそこですね、防火水槽とかもありまして、なかなか町道の拡幅も非常に今難しいようなところ。さらに、先ほども言いましたとおり、通り抜けも非常に難しい所ということでご提案を申し上げております。

○議長（大塚純一郎君） 8番、酒井正吉郎君。

3回目。



○8番（酒井正吉郎君） 先ほども課長おっしゃいましたけども、あそこの道路はくの字になっていて、直線の馬場邸の前まではロータリーで入れるんだということでしたら、そこから残っているこの町営住宅までの町道今あるのは、今後もほとんど利用価値がないと言ってもいいような場所だと思うんですよ。それでしたら、そこまで土地代含めての入札って、できないでしょうかね。やってみるべきじゃないかと。やってみるの、損じゃないと思うんですよね。あれが突き抜けていて、どこかに行っている道路だということでしたらね、これは問題あるかもしれませんが、私もあそこの場所はまあ、よく見てますが、非常に今後だって町の管理が難しいところならば、管理のできないところまで含めてでも、どうでしょうかね。

○議長（大塚純一郎君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今回、先ほど、繰り返しになりますが、そういった場所であるので解体をして、その跡地利用については今後考えていきたいということでご提案を申し上げます。議員、そういったご意見ございますので、さらに実施の前段階については内部で改めて協議をして、事業着手前に検討してみたいと考えております。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 25ページと19ページと17ページについてです。

25ページ。これは長期債の起債名は何でしょうかね。

それから、19ページ。これあの、再三、質問と説明があって、あれっと思ったのは、まあ、今まで総務委員会、全協と、こう聞いてましたが、それなりの積算を示されて説明がありました。その積算というのはまあ、素人ではなかなかできない内容での現段階の説明でしたが、これはどこかのコンサルタントか何かをお願いして、これまでの説明に至ったのでありましょか。

〔「13ページだ」と呼ぶ者あり〕

○7番（酒井右一君） 13ページ。

薪ボイラーだ。ごめんなさい。

ページ間違ったんだ。13ページだ。薪ボイラーの話です。それ、ごめんなさい。ページ数だけ訂正して、あとは訂正しませんが、そういうことで今まで説明をされてきた積算根拠。説明の中では総額がはっきりしないとか何とかってということで、今後改めてしっかりした説明をしたいというような内容でしたので、それはそれとして期待をしておりました。今、こ

れまでの説明の中ではコンサルタントにお願いをするという予算が出ておりまして、その後、今度、ランニングコストについても今後、（聴き取り不能）等が決まったらという話でした。なんで、これまでの金額的な積算が何を基にして、どうやって出されたのか。そして、説明されたのか。これをお伺いしたい。これが2点ですね。

17ページについては、これは実はあの、非常に昨今、ついこの間、川崎こども園というところで死亡事故、事故というべきか、ありまして、心配をしています。亡くなったお子様ですが、亡くなるまでの間の時間、いかに苦しんだかと思うと、どうも憤りに堪えないものであります。そういうことを考えまして、この子育てクラブというのは確か、NPOに委託をしておる事業だと思っておりますので、委託・受託の関係ですから、その中で受託期間、受託業務、その内容については、そこでの全責任は受託者側にあるんだと思っております。しかし、このこもりっこというのは、これボランティアということでしたので、ボランティア団体としての、いわゆる法人格があるのか・ないのかもわかりませんが、団体の体を成しているのか。あるいは、どこに委託契約をされておるのか。あるいは、町が直営で責任を持って、この要員だけボランティアにお願いをしているのか。そして、ここで発生した事件や事故については、一切の責任は町に帰属という大変ですが、あるのか。そのボランティアという非常にこう、子どもを預かる意味で、今回の事件をみて心配だなと、こう思いましたので、これ、子ども・子育ての分、NPOさんがやっていらっしゃる分と、それからボランティアにお願いしている分と、ここの事業主体、責任の所在について説明をいただきたいと思っております。

この3点です。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） まず1点目の25ページ、長期債の償還金でございますが、これにつきましては臨時財政対策債を繰り上げ償還させていただきたいと思っております。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 2点目の、これまでの概算でお示しをさせていただいた試算の中の積算根拠でございますが、先日の資料の中にもございます費用については鮫川村の事例を参考にさせていただいて、ボイラー等の工事費等を概算でこちらのほうで積算させていただいております。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 3点目の子ども一時預かりサービス、こもりっこのことでご

ございますけれども、先ほどあの、私、4番議員に答弁して、6ヶ月と言いましたけれども3ヶ月から預かれるようになっております。訂正いたします。

もう一つ訂正がありまして、保育所の一時保育は2歳ではなくて1歳からということですので訂正いたします。

それで、改めまして、一時預かりサービスでございますけれども、こちらの事業の主体は町であります。で、町の事業に、その依頼会員と協力会員ということでありまして、協力会員という方がこの子供達を面倒看る方々、その方々には保険がかかっておりまして、その保険で事故等の対応をするようになってございます。

○議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 鮫川村の例ということで、あくまでもこれは地方自治体の例でありますから、いわゆる不正入札防止等あるいは独占禁止法等考える必要ないんだと思いますが、あまり詳しく、素人ですから詳しいと思ったものですが、どこかとあの、事前にそんなようなことがないかなと思って心配したわけではありますが、鮫川村であれば、これは自治体でありますので安心して、わかりましたと言います。

それからあの、今、こもりっこ、ないしは子育て。これ確認したいんですが、今回、（聴き取り不能）で起こったような重大事故の際に、保険があるからいいやということにはならないと思います。保険をかけておっても命は返ってこない。死に至るまでのあの苦しみは戻ってこない。そうすれば、私が心配するのは、委託・受託の関係であれば、きちんとその受託者であり得るのか審査をして、そして子ども、幼い命を預けるわけではありますが、ところがあの、直営であって、直営の方が自分でやるということであれば、その責任の全ては町長にあります。しかしながら、間に民間ボランティアの方々が入られるということになりますと、これあの、これは例えは悪いですが、仮に今回の牧野原の事件が起こったとして、誰が責任を持つのかなど。取り返しのつかない命。そして、失うまでの間の痛みや苦痛。これについてはやっぱり、ボランティアに預けることも結構ですが、責任の所在と事業主体の安全管理。これについては徹底して、やはり行っていただきたいと思うわけです。ボランティア、よくわかりますし、正直、私のところもボランティアやっていますから、わかります。しかしながら、重大事故の際に、さあ、どうしましょうかといった時に、結局、案がないわけですよ。こここのところを、時給を上げるも、これ、わかりませんが、時給上げて同じ労働単価にしてしまえば、これ、ボランティアも何もなくなりますから、そういった意味でも時給という

ことよりは、やはり今回の静岡なり、先年の大阪の事故、事件を見れば、非常に、何度も申し上げますが、ニュースで一人死んだということだけですが、死に至る苦痛。そして亡くなる。空の水筒。裸でいたと。父親が抱き上げた時には従前の体重の2倍あったということを知りながら、これは涙を流すような状況、ここにいてもそういうことですので、この辺はやはり、どうされるのか、もう少し整理されたほうがいいのかと、こう考えます。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） ただ今のご質問でございますが、そもそも、一時預かりサービス、こもりっこというものですね、地域の総合援助活動ということで、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、ボランティア的な活動でスタートしたものでありました。当初は。そして、福島県にファミリーサポート事業というものがあまして、それと似たような形で行っておりました。しかし、そういったファミリーサポート的なものではなくて、町が主体となって活動を行う形に数年前に変わりました。その時から主体は町ということになってございますので、そういった事故等のこと、ありました、諸問題が起きた時には、それなりに町の対応をしなければならないというふうに認識してございます。今、子育てをめぐる様々な課題が出ておりますけれども、やはりこれを一つ一つ、今日も只見町の保育を考える懇談会、夜ございますけれども、そういったところで町民の方々の意見をいただきながら、良い方向に進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚純一郎君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） まず4点お伺いさせていただきます。

10ページでございます。こちら委員会でもご説明いただいたと思うんですが、失言してしまいまして、国庫支出金の子育て世帯等臨時特別支援事業補助金745万円。こちらの支出が見当たらないものでしたので、こちらのその支出のタイミングと申しますか、どういったものだったかというところ、今一度ご説明をお願いしたいと思います。

二つ目は13ページでございます。こちら地域活性化企業人のプログラミング授業からの派生の事業でございまして、とても良い事業だなというふうに感じております。こちらのそのホームページを作られるということですので、次年度、誰の所有物でお作りになるのか。次年度の維持費用だとか、どういった計画をされているのかというところまでの説明をお願い

いしたいと思います。

続きまして、3点目が14ページでございます。こちらドローンのところですね。17ページの免許のドローンのところなんですけれども、ドローン进行操作するのはですね、この9月から国家資格となったようでございまして、免許制だそうでございます。先ほどのご説明ですと、機械の認識番号とおっしゃっていましたが、その操作する方の資格の取得の費用などが計上されておられませんので、そういった費用は個人負担ではなく、業務で使うのであれば、こういった予算内で、研修費などで取られるのかなと思いますので、そこのご説明をお願いいたします。

あと最後、4点目は19ページでございます。こちら観光商工の森林の分校ふざわでのモンベルのテントということなんですけれども、12万5,000円ということでございます。グランピングの意味ということは、グラマラスキャンピングというふうに書いてありまして、豪華なキャンプということでございます。で、グランピングという文字を画像検索いたしますと、とても華やかなものでございまして、室内でのグランピングというものも画像はあるんですが、とても内装も凝っていて、部屋一つが既にもう豪華なものだと、特別なものの雰囲気がございます。お伝えしたいところは、12万5,000円では予算が足りない、グランピングとは呼べないものだなというふうに感じておりまして、昨日の10番議員の鈴木議員のご答弁にはグランピングについてご答弁ありまして、冬期間でも屋内でキャンプの雰囲気を体験できるグランピングの仕様化を行っていくべきというところは素晴らしいんですけども、例えば三条市のスノーピークの冬場のキャンプというのは雪上でキャンプをしていらっしゃる。で、冬場のキャンプを進めていくのであれば、雪上のキャンプというところは上級者の方が非常に好まれるというふうに本人にお伺いしました。夏場のキャンプを何が違うんですかと。雪上でキャンプするのは非常にあの、一般的なものからするとメリットがないというか、あまり楽しそうではないというんですか、やっぱりその虫がないというのが一番良いと。それからかなりの非日常が味わえて、そういったところが安全にできる場所というのは限られていると。そういった視点を教えていただきました。これはスノーピークのスタッフの方に教えていただきましたけれども、そういったところ、屋内というふうに限らずですね、せっかくのこういうロケーションが良いところがありますので、そういったところの事業費含めて、あと食事も含めてのグランピングというものでございまして、そういった考えと事業の内容というものをもう少し精査されたほうが良いのではないかと思います。

まして発言いたしました。

ご回答をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 保健福祉課長、増田功君。

○保健福祉課長（増田 功君） 10ページの子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で歳出のほうですけれども、こちらのほう、令和3年度で予算を計上しまして、それを繰越しております。で、令和4年度、今年度ですけれども、6月に税が確定して、その非課税世帯になった世帯に新たに補助を出すということで、予算歳出については計上済みでございます。

○議長（大塚純一郎君） 地域創生課長、目黒康弘君。

○地域創生課長（目黒康弘君） 私のほうから、まず2点目でございます。

企業人のプログラミングのホームページということで、今回、予算をご承認いただければ構築をしたいと考えております。そのページには勿論、子ども達が作ったものということで、中学校の学習の中でできた町の紹介のページと、あと並行して只見高校のほうでも、そういった町を紹介するページも作っておりますので、そういったのも掲載をしたいと考えてございます。ただ、当面の間は町のほうで、プラットホームということで、集合した形で管理をさせていただいて、最終的にはインフォメーション的な機能があるところに継承していきたいなどは考えておりますが、まだ学校の情報、それから我々のほうで入れ込んでいく情報等ありますので、当面は町のほうで管理をしていくということでご理解いただければと思います。

それから2点目のドローンでございます。9月から国家資格に運転の免許がなったということでご指摘いただいております。すみません。私のほうで勉強不足でございまして、国家資格の部分については確認をとっておりませんでした。もし必要なものがあれば、我々も操縦しなければならない時もありますので、必要な分については総務課のほうと相談して、職員のほうの免許になるのかなと思うんですけど、そういった部分については検討させていただいて、必要なものはまたご提案をしてお願いさせていただくということで進めさせていただければと思います。

○議長（大塚純一郎君） 観光商工課長、目黒祐紀君。

○観光商工課長（目黒祐紀君） 4点目の19ページの消耗品でございます。今回、モンベルのテント等々、整備をさせていただくという中で、確かにこの金額の中ではなかなかグランピングという、本来のグランピングという形で、いわゆるまあ、本当にホテル並みの設備と

いうところまではいかないわけでございますけれども、やはりあの、森林の分校ふざわの窓から見える景色、こういったものを冬場にもですね、キャンプのような形で、雰囲気の中で、そういったところも味わっていただく。雪の中の景色もまた味わっていただく。そういったような施設を一つ、一部屋つくって、そういった中で誘客を図っていく。そういった差別化を図っていくといったようなことで、今回、施設の指定管理者ともご相談をさせていただいて実施をしていくところでございます。実施の中では指定管理者ともまた協議をしながら、さらなるブラッシュアップ図ってまいりたいと思いますし、またモンベルのほうとも様々な提案があるかと思えます。先ほどの雪上でのキャンプ、こういったところもご提案があるかと思えますので、そういったところも、森林の分校ふざわに限らず、様々な指定管理の施設でございますので、そういったところとも協議をしながら冬の誘客に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） ご回答ありがとうございます。

最後のご質問をしたいんですけども、16ページでございます。物価高騰の対応の生活困窮世帯への給付金ということでございまして、県の事業に上乗せのもので、県が3,500円、町が3,500円で、一世帯7,000円というところなんですけれども、国・県の事業に対しての上乗せの町の考え方を少しお伺いしたいと思っております。委員会でもお伝えしたんですけども、この事業名、困窮していらっしゃる方にはですね、国・県の制度はフル活用するべきだと私は考えております。で、取得する・しないというのは個人の自由ですが、マイナンバーは今月末ですと、最大2万円のものがあります。ほかの自治体というのはフル活用して、住民の方がその恩恵を受けられるようなものをしている。で、それが使えるところを整備しているということで、只見町でもそのQRコードを使って燃料を入れられますし、ご飯も食べられます。そういったところ、本当に困窮している方で、心情的にマイナンバーカードは明日食う飯がなくても取らない。冬、凍えていても取らないという方は勿論結構なんですけれども、そうでない方に取りやすくする施策というものが私はまだ、只見町はそこまで見ておりません。ですので、その一世帯7,500円で困窮世帯に7,000円を出すのであれば、その世帯が二人いらっしゃってマイナンバー取ってなければ、一人2万円ですので、一世帯で4万円給付ができるというところがあります。何故その、こっこの国・県の考え方ではこっこの制度使うけれども、こっこの制度はそんなに使用しないと。で、

6月か7月か8月かのところで、総務省のほうから、マイナンバーカードの取得率は地方交付税の算定に反映するというようなところがございました。今、只見町は固定資産税が減少して、財政というところ非常に厳しく見ているところでありまして、尚且つ、それに関してマイナンバーカードというものの算定が入るというところで、町としてこう、少し、もう少し、違った見方で少し事業をされてはどうかなと思うところがありましたので、どのように国・県の事業に沿って事業計画を立てられるのか。その財政的な部分というのも非常に出ておりますので、そのあたりの設計がいまいわかりませんので、そのあたりの核となる事業の決め方という部分の考え方を教えていただきたいと思ひましてご質問させていただきました。本当に困窮世帯のことを考えるのであれば、お金に色はつかないと思っておりますので、使えるものは使っていくと。昨日の町長答弁のところで、おとなしくしていたらどんどん遅れるというお言葉がありましたので、私も少し発言させていただきました。

ご回答をお願いします。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） マイナンバーを取得することによるマイナポイントが付与されるという内容のご質問だというふうに認識してございます。言われたとおり、マイナンバーを取得して、手続きを紐づけ、保険証として使う紐づけであったり、そういった手続きを行うとポイントが付くということでございます。そういった制度については、十分周知をしながら、取得の促進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大塚純一郎君） 9番、菅家忠君。

○9番（菅家 忠君） 是非ですね、ほかの自治体の事例、マイナンバー取得率が高いところはですね、土曜日だとか、お休みの日にですね、スーパーのところに窓口を設けて、そういうふうなところをされていると、そういうふうにごんごん取得率を上げることの試みをですね、トライアンドエラーで何度もいろんなことをされてるようもございます。只見町でもですね、公民館なり振興センターといわれるものがありますので、そういったところで気軽に相談の窓口がわかりやすくあれば、本当はやってみたいだとか、やり方がわからないんだよという方が気軽に声かけられるような雰囲気だとか、窓口での対応というものがあれば、また困った人に手を出せるのではないかなと思ひましたので、そういったところもまた9月末までなので時間がありませんが、そういったところを考えていただけるとありがたいと思



います。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 総務課長、増田栄助君。

○総務課長（増田栄助君） ご質問の主旨、よく理解してございますので、努めてまいりたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第55号 令和4年度只見町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（大塚純一郎君） ここで、お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

上着の着衣を求めます。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労様でした。

(午後 4 時 3 4 分)